

令和6年第2回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年3月12日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町政執行方針
- 第 5 教育行政執行方針
- 第 6 一般質問

○出席議員（11名）

1番 佐藤 満 君	2番 金 木 直 文 君
3番 阿 部 和 也 君	4番 逢 坂 照 雄 君
5番 村 上 雄 也 君	6番 小 寺 光 一 君
7番 磯 野 直 君	8番 舟 見 俊 明 君
9番 工 藤 正 幸 君	10番 平 山 美知子 君
11番 村 田 定 人 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
農業委員会会長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者	豊 島 明 彦 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
総 務 課 主 幹	木 村 謙 彦 君
総務課総務係長	逢 坂 信 吾 君
総務課職員係長	宇 野 延 仁 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
地 域 振 興 課 政策推進係長	山 田 太 志 君

農林水産課長	富 樫 潤 君
農政係長	三 上 敏 文 君
商工観光課長	廣 谷 将 大 君
商工観光課長	門 間 憲 一 君
商工労働係長	佐々木 慎 也 君
天売支所長	葛 西 健 二 君
焼尻支所長	宮 嶋 真奈美 君
学校管理課長	飯 作 昌 巳 君
兼学校給食センター所長	伊 藤 雅 紀 君
学校管理課長	敦 賀 哲 也 君
学校教育係長	
社会教育課長	
兼公民館長	
農業委員会	
事務局長	
選挙管理委員会	
事務局長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡 辺 博 樹 君
総務係長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和6年第2回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和6年第2回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては、年度末の何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

内閣府の月例経済報告によりますと、我が国の景気はこのところ足踏みも見られるが、緩やかに回復しているとの基調判断が示されているものの、我が町をはじめ、地方においてはその実感はなかなか感じられていない状況が続いております。

また、令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けられた本町の姉妹都市であります石川県内難町に対し、一日も早い復興の一助となるよう町民の皆様へ募金を呼びかけたところ、個人をはじめ団体等を含む多くの方々より支援に対するお気持ちを頂戴し、総額125万9,287円を集めることができました。この場をお借りして、募金をいただきました皆様へ心から感謝を申し上げますとともに、厚く御礼を申し上げます。

今後につきましても、3月末まで受け付けているふるさと納税の代理寄附受付をはじめ、様々な方法で復旧、復興への支援を行ってまいりたいと考えております。

こうした中、新年度を迎えるに当たり本町においては課題とすべきことは数多く、また多岐にわたっておりますが、明るい話題を一つでも多く発信できるよう引き続き町民の皆様及び議員各位と共に未来に希望を持てるまちづくりを目指して町政運営を進めてまいり所存であります。

なお、令和6年の各種施策については、後ほど執行方針で述べさせていただきたいと考えております。

さて、本定例会に提案しております案件は、報告1件、議案として条例案19件、令和5年度補正予算案7件、新年度各会計予算案8件、同意として固定資産評価審査委員会委員の選任1件の計36件であります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 阿部和也君 4番 逢坂照雄君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

3月7日及び12日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、磯野直君。

○議会運営委員会委員長（磯野直君） 報告します。

3月7日及び12日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告1件、議案34件、同意1件、発議4件、都合40件、加えて一般質問6名9件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から15日までの4日間と決定しました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、町政及び教育行政執行方針の後、一般質問4名の審議をもって終了といたします。明13日は、一般質問2名、報告、一般議案、補正予算の審議を行い、令和6年度予算関連議案並びに各会計予算の提案理由の説明を聴取した後、予算特別委員会を設置し、付託して休会とします。その後、予算特別委員会を開催し、令和6年度各会計予算の内容説明を求めてから予算関連議案並びに各会計予算の調査及び審議を行います。なお、本会議は15日まで休会とします。15日は、本会議に戻し、予算関連議案、各会計予算、同意、発議について審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（村田定人君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日3月12日から15日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月12日から15日までの4日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付しましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和5年度12月分から2月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、小寺光一君。

○総務産業常任委員会委員長（小寺光一君）

令和 6年 3月12日

羽幌町議会議長 村 田 定 人 様

総務産業常任委員会
委員長 小 寺 光 一

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 6年 2月 9日

- (1) まちづくり応援寄付金について
- (2) 移住定住促進事業について
- (3) 奨学資金返還支援事業について
- (4) 令和5年度工事発注状況について
- (5) 除排雪業務について

令和 6年 2月28日

- (1) 下水道事業の企業会計化への対応について
- (2) 羽幌町雇用促進助成条例の改正について
- (3) 羽幌町中小企業特別融資制度資金利子補給条例の改正について
- (4) 羽幌町企業振興促進条例の改正について
- (5) 防災対策に関する取組状況について
- (6) 会計年度任用職員の勤勉手当の支給について
- (7) 職員の中途採用の実施について
- (8) 組織機構の改編について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（村田定人君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、阿部和也君。

○文教厚生常任委員会委員長（阿部和也君）

令和 6年 3月12日

羽幌町議会議長 村 田 定 人 様

文教厚生常任委員会
委員長 阿 部 和 也

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 6年 2月7日

- (1) 第9期介護保険事業計画について
- (2) 住宅改修促進事業の再開について
- (3) 保育士等修学資金貸付事業について
- (4) 福祉ハイヤー事業について
- (5) 設置型授乳室について

令和 6年 2月15日

- (1) 学校給食費の無償化について
- (2) 天売複合施設及び焼尻小中学校の進捗状況について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（村田定人君） 次に、広報広聴常任委員会委員長、工藤正幸君。

○広報広聴常任委員会委員長（工藤正幸君）

令和 6年 3月12日

羽幌町議会議長 村 田 定 人 様

広報広聴常任委員会
委員長 工 藤 正 幸

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 5年12月15日、令和 6年 1月22日

議会広報の編集について

以上、広報広聴常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（村田定人君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政執行方針

○議長（村田定人君） 日程第4、町政執行方針を行います。

町長から町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 本年第2回羽幌町議会定例会の開会に当たり、令和6年度の町政執行に係る基本的な考えと主要施策を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

本年元日に発生した能登半島地震において、お亡くなりになられた方々に対し、お悔やみ申し上げますとともに被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、姉妹都市の内灘町では、液状化現象により道路、水道などのインフラ網や建物の倒壊などライフラインに大きな被害を受けた状況から、急遽、公費による義援金を送らせていただき、併せて町内外にも広く義援金を募ってきたところであります。今後におきましても被災された地域の復興に向け、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

さて、昨年5月、多くの方々に要請とご支援をいただき、投票日を待たず無投票の当選となり、町民の皆様のご負託により町政のかじ取りをさせていただくことになりました。責任の重さと期待の大きさを痛感しながら、羽幌町の明るい未来を切り開く覚悟を持って1期目をスタートさせていただいたところであります。

就任早々、焼尻めん羊牧場の飼育員が確保できない状況により、60年の歴史に幕を閉じるという苦渋の決断からスタートしましたが、その後、民間事業者への継承が決まり、焼尻島の貴重な資源が存続されることに胸をなで下ろしたところであります。

一方、天売島におきましては、延期させていただいてきた複合施設の施工に向け、随時検討を重ねており、予定している令和8年度には完成できるよう、鋭意努力し進めてまいります。

昨年は、3年間にわたるコロナ禍を乗り越え「ふるさと大盆踊り大会」や「はぼろ秋祭り」など、各種イベントが開催されました。主体的に運営された関係各位の活力と、町なかのにぎわい、活気を感じたところであり、今後においても一層の活性化とさらにはデフレ脱却に向けた経済への波及効果も期待しているところであります。

まだ、就任から1年に満たない状況ではありますが、直面してきた数多くの問題や課題に対し、地域の皆様からのご意見と議員各位、また、関係機関等と連携を図りながら、一つ一つの課題に対して、丁寧かつスピーディーに取り組むよう努めてまいりました。今後におきましても「未来に希望の持てるまちづくり」に向けて、奮励努力し、推し進めてまい

りたいと決意を新たにしているところであります。

今年度は、予算に沿って確実に執行しながら、令和6年度に向けた政策立案に取り組んできましたが、その概要について「第7次羽幌町総合振興計画」の基本目標ごとに申し上げます。

1つ目の「産業の振興」は、町内事業所の就労者や後継者不足対策として、U I Jターンによる移住定住を促進すべく、奨学資金返還支援事業を開始します。また、感染症や物価高騰などの影響を受けてきた事業者への支援として、中小企業特別融資制度に係る利子補給率を見直します。

2つ目の「健全な行財政運営」は、各種事業の見直しとふるさと納税の拡充による財源確保に努め、また、各分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化に向け、新たにデジタル推進課を設置し取り組んでまいります。

3つ目の「医療体制・介護・福祉施策の充実」は、医療従事者の確保施策として、各種資金の貸与制度を継続します。また、子育て支援施策として、公民館に授乳室を設置するとともに令和5年度から開始した不妊治療費等助成事業を継続します。高齢者福祉ハイヤー事業は、交付枚数を増加し利用者の利便性の向上を図ります。

4つ目の「文化・交流の振興」は、冒頭でも述べました、長い交流の歴史を持つ内灘町への復興支援に努めるほか、協定等を締結している自治体及び関係機関との交流・連携の充実に努めてまいります。

5つ目の「防災の充実」は、防災情報の円滑な伝達のため、引き続き防災情報伝達システムの登録の促進等を図るほか、能登半島地震の発生を踏まえ、避難所の備蓄品整備や防災体制の強化を図るなど、防災対策の充実に努めてまいります。

6つ目の「自然環境保全・土地利用の推進」は、昨年9月にゼロカーボンシティ宣言をしたところでありますが、これまでの取組を継続しながら、今後、脱炭素に向けて、情報の共有や機運の醸成に努めるなど、可能なことから取り組んでまいりたいと考えております。

7つ目の「生活環境の充実」は、住宅改修促進補助制度を再開し、快適で良好な住環境の整備や町並み景観の向上のほか、持家の価値を高めることによって将来における空き家対策にもつながるものと考えております。

次に、令和6年度の主な施策を項目別に申し上げます。

1つ目に、産業の振興であります。

農業の振興として、農業基盤の整備をはじめ、水田の有効利用や収益性の向上等を図るための事業に対する支援のほか、鳥獣による被害防止対策のさらなる強化と安心安全な作物の生産に努め、担い手が意欲を持って営農できる環境の整備などを推進してまいります。

また、新規就農や経営承継等への支援を行いつつ、地域営農集団の育成を推進し、後継者や担い手の育成に努めるとともに、関係団体との連携による「るもい農業」のブランドづくりに取り組み、さらには、老朽化の著しい羽幌ダム及び羽幌二股ダムの整備方向につ

いて、関係機関とともに検討してまいります。

漁業の振興として、漁業基盤の整備をはじめ、漁業資源の増大を図るための事業などに対する支援のほか、トドなどによる被害防止対策と漁業経営体の経営強化の支援に努め、後継者や担い手が意欲を持って就業できる環境の整備などを推進してまいります。

また、新規就業や経営承継等への支援を行い、後継者や担い手の育成に努めるとともに、外国人技能実習生等が働きやすい環境となるよう関係機関と連携してまいります。

林業の振興として、計画的な間伐や造林等の整備を推進し、良質な木材を生産するとともに、災害の発生を防止するべく森林の多面的機能の維持に努めてまいります。

また、森林環境譲与税の活用による地域森林の振興及び広報の取組強化を進めるとともに、地域材の利用促進や森を活用した体験学習等の推進に努めてまいります。

畜産業の振興として、畜産基盤の整備に対する支援のほか、ゆとりある畜産経営に向けた対策の強化に努め、担い手が意欲を持って経営できる環境の整備などを推進してまいります。

また、新規就農や経営承継等への支援を行い、後継者や担い手の育成に努めるとともに、関係団体との連携による「るもい農業」のブランドづくりに取り組んでまいります。

焼尻めん羊牧場については、民間事業者による安定経営が図られるよう必要な支援に努めてまいります。

商工業の振興として、商工業の振興には、町内事業者の活力を生かすことが必要不可欠であることから、事業継続やコロナの5類移行で活動自粛から解かれ、再び動き出した社会の中で積極的な事業展開や活動に対し、商工会や関係機関と連携を密にしながら、各種助成制度による支援を行うなど、地域経済の活性化に取り組み、引き続き産業の振興を図り、雇用環境の維持やさらなる定住促進に努めてまいります。

観光の振興として、旅行者のニーズや観光市場の変化を的確に捉え、一人でも多くの方が安心して来町し、本町の魅力を味わっていただけるよう、観光協会をはじめとする関係事業所と広く連携しながら、地域に活力と潤いを与える事業を実施してまいります。

特に、本町観光の柱である離島観光においては、受入れ環境維持のため、体験型観光の推進を図るとともに、各種支援制度等を継続してまいります。

観光施設については、はぼろ温泉サンセットプラザをはじめ、各施設で必要な整備を行い、利用者の利便性向上を図ってまいります。

はぼろバラ園においては、町の財産である「バラ」を町民と共に育み、SDGsに配慮した栽培管理を行いつつ、道内でも数少ないバラ園をより多くの観光客や町民の皆様が親しまれるよう努めてまいります。

雇用の創出として、厳しい労働環境にある現状において、雇用促進助成制度などを継続するとともに、新たに奨学資金返還支援事業を開始します。町内事業者による雇用の拡大を図り、若年者の流出抑制や定住促進に働きかけてまいります。

また、季節労働者対策につきましては、近隣5町村で組織する「オロロン留萌中部・北

部通年雇用促進協議会」が実施する事業を引き続き支援するなど、季節労働者の通年雇用の促進を図ってまいります。

2つ目に、健全な行財政運営であります。

行財政運営の健全化として、新たな行政課題や多様な町民のニーズ、必要度や緊急度を的確に捉えながら、各種事務事業の計画的・効率的な執行に努めるとともに、ふるさと納税をはじめとする自主財源の確保に努め、健全な行財政を目指してまいります。

また、これまで、電算共同化やし尿処理など、事業に応じて広域による取組を進めてまいりましたが、今後も広域による事業実施が高い効果を生み出すと判断するものについては、積極的に推進してまいります。

地域情報化の推進・広報広聴の充実として、これまでに整備された高度無線環境を最大限に活用し、行政情報の効率的な発信と町民意見の聴取に努めてまいります。

3つ目に、医療体制、介護・福祉施策の充実であります。

医療体制の充実として、医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担っていただいている道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、町民の皆様が安心できる医療体制の充実に向けて活動してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますことから、留萌圏域の2次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

保健活動の充実として、すこやか健康センターを拠点に保健師、管理栄養士、公認心理師それぞれが専門性を生かしながら連携し、健康や発達に関する相談、栄養指導や食育活動を行い、町民の心身の健康に対する意識向上に努めてまいります。

令和6年度も、健診（検診）受診者等へ「オロちゃんカード」のポイントを付与する健康マイレージ事業を推進し、受診率と健康意識の向上に努めてまいります。

また、特定年齢の方を対象に実施しているがん検診等を無料で受診できる体制を継続し、受診率の向上、病気の早期発見、結果に基づく保健指導を行い、医療費の抑制や健康寿命の延伸につなげるため、医療機関と連携して取り組んでまいります。

乳幼児や高齢者の疾病蔓延や重症化を防止するため、予防接種や健診等の実施体制の確保に努めるとともに、費用負担の軽減、妊産婦への費用助成を継続してまいります。任意予防接種につきましては、新たに高校生年齢の方に対するインフルエンザ予防接種の費用の助成を開始しましたが、これも継続してまいります。

また、産後ケア事業に取り組み産後の母子の不安解消等に向けた事業を継続します。不

妊治療に対する助成制度をスタートしておりますが、新年度におきましても継続してまいります。

子育て支援・独り親家庭福祉の充実として、将来を担う子供の健やかな成長の実現に向け、子ども・子育て支援制度に基づく幼児教育・保育施設に対する施設型給付や放課後児童対策、天売保育施設運営補助などの事業を継続するとともに、保護者の事情に配慮した一時預かり事業など、地域が求める多様な子育てのニーズに対し、引き続き支援を行ってまいります。

町内保育士等の人材確保と充実を図るため、私立幼稚園を含め、町内の保育施設等で勤務しようとする学生に対する修学資金の貸付けを引き続き行ってまいります。

子育て世代が抱える不安の緩和が図られるよう、子育て支援センターを中心に親子の交流事業や育児相談等を継続し、地域における子育ての環境づくりに努めてまいります。

子育て環境の充実を図るため、町内において不足している授乳室を公民館に設置します。

高齢者福祉の充実として、高齢者の方々が、少しでも長く自分たちが望むライフスタイルで暮らしていけるよう、運動の習慣づけや通院、買物などの外出機会の創出や閉じ籠もりの解消などを目的に、循環バスほっと号利用料金助成、ハイヤー乗車券を交付し、引き続き高齢者福祉の増進に取り組んでまいります。

運動教室を継続して開催し、介護予防にさらに取り組むこととしております。

また町内では慢性的な介護職員の人材不足が続いておりますことから、引き続き資格取得への助成を実施し、人材の確保・育成を図ってまいります。

さらには、地域包括支援センターの機能を強化し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門性を生かした相談・支援が深まるよう各種事業に取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実として、「第7期はばろ障がい福祉計画」に基づき、地域活動支援事業や基幹相談支援事業の実施を柱に、障がい者等の雇用及び自立の促進等、各支援施策の推進に取り組んでまいります。

社会保障の充実として、国民健康保険事業は、国民健康保険制度のさらなる推進、道内の保険税統一化に向け、引き続き北海道や関係機関と連携しながら事業運営に努めてまいります。また、資格管理や保険給付、保険料の賦課・徴収など町の役割を適切に担ってまいります。

後期高齢者医療は、広域連合及び北海道からの情報を的確に把握しつつ、関係機関と連携を図りながら適切な事業運営に努めてまいります。

4つ目に、文化・交流の振興であります。

地域交流の推進として、関係自治体、各種学校及び事業所との良好な関係性を継続し、それぞれが有する人材や知識をまちづくりに活用すべく、関係者相互による交流の推進に努めてまいります。

国際交流の推進として、国際交流事業を支援し、視野の広い人材の育成に努めてまいります。

5つ目に、防災の充実であります。

防災体制の充実として、近年の全国各地で発生している大規模な自然災害や能登半島地震の発生を踏まえ、引き続き避難所等の開設に必要とされる備品や食糧備蓄の整備を進めるとともに、防災訓練や広報誌等を通じ、防災知識の普及啓発に努め、町民の防災に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、町内全域へより早く確実に防災情報をお知らせするために導入した防災情報伝達システム「防災 info はぼろ」については、引き続き当該システム登録者数の増加を図るための取組や国とのシステム連携を含め、適切な防災情報等の発信・運用を行うほか、離島を含めた非常時における通信手段の確保や、災害時の防災拠点になります役場庁舎の耐震化整備の検討など、さらなる防災力の強化・充実に努めてまいります。

6つ目に、自然環境保全・土地利用の推進であります。

自然環境の保全として、本町の雄大でかけがえのない自然を後世に引き継ぐため、「羽幌町の環境を守る基本計画」に基づき、北海道海鳥センターを拠点に普及・啓発に取り組むほか、町民有志による環境保護活動への支援など、地域の自然を守る活動を引き続き推進してまいります。

海鳥の保護対策については、海鳥繁殖地など、天売島特有の自然や生活環境を守るため、環境省をはじめ関係機関と連携・協力し、「人と海鳥の共生」に向けた取組を進めてまいります。

土地利用の推進として、地籍調査につきましては、字高台・字上築・字曙の各一部を調査し、調査の成果は土地の基礎資料として、課税の公平化や紛争の防止、その他多目的に活用してまいります。

自然エネルギーの推進として、離島地区におきましては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に優しい再生可能エネルギー発電設備や電気自動車などの導入を推進してまいります。

羽幌地区におきましては、民間事業者による小形風力発電設備について、条例に沿った適正な設置及び運用を推進してまいります。

7つ目に、生活環境の充実であります。

住環境の充実として、町営住宅については、「羽幌町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建て替え整備や補修等を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

空き家対策については、所有者等による管理を前提とした適切な管理を促すほか、空き家等の状態に応じた有効活用や解体に対する補助制度等を継続し、「羽幌町空家等対策計画」の推進に努めてまいります。

また、住宅の改修を促進し、快適で良好な住環境の整備等を目的として、「住宅改修促進補助事業」を再開いたします。

生活環境の充実として、環境への負荷を軽減する循環型社会を形成するため、ごみの分別収集による資源リサイクルの促進及び減量化に引き続き取り組むほか、関係機関と協力

し、不法投棄の防止に関する取組を継続してまいります。

また、地域住民のボランティアによる清掃活動や美化運動の実施など、今後も町民と行政が一体となり、清潔で住みよい環境の保持に努めてまいります。

産業廃棄物処理場の埋立超過については、適正化への取組を継続するほか、広域し尿処理については、関係町村と連携し、適切な処理や維持管理に努めてまいります。

都市公園や児童遊園地については、子供たちが安心して遊べる環境を維持するため、遊具の更新や補修等を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

交通体系の充実として、住民生活に重要な役割を担っている路線バスや町内循環バス等については、関係機関と連携し、より安全で効率的な運行が図られるよう、事業者への支援を継続してまいります。

特に、町内循環バス「ほっと号」については、役場を経由するとともに停留所を増設するなどし、一層の利用促進に努めてまいります。

離島航路については、安全性や利便性の向上が図られるよう、関係機関と連携し、事業者への支援を継続してまいります。

町道は、町民生活や産業活動に欠かすことのできない社会基盤として、適切な維持管理に努め、機能向上を図るための改良を行ってまいります。

橋梁につきましては、「羽幌町橋梁長寿命化修繕計画」により損傷度や路線の重要性を踏まえた補修を行うとともに定期的な点検を実施してまいります。

また、冬期間の積雪に対しましては、道路状況の確認と適切な除排雪の実施により道路網の安全確保に努めてまいります。

羽幌港につきましては、静穏度及び利便性の向上による機能的な港を目指し、国や関係機関との協議を重ね、国直轄事業等による整備を継続し、離島との交流及び漁業の拠点など重要な役割を担う港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

休止港である天売港、焼尻港についても、利用者の安全確保や利便性向上を図るとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

防犯対策の充実として、防犯対策については、関係機関と連携を図るとともに、防犯灯の適正管理を継続し、犯罪のない明るい住みよいまちづくりを目指してまいります。

上水道の適正維持として、より安心・安全な水を安定供給するため、施設及び設備機器の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、更新等を計画的に進めてまいります。

また、将来にわたり事業を継続するため、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めてまいります。

簡易水道の適正維持として、上水道と同様に、より安心・安全な水を安定供給するため、施設の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、設備機器の更新等を計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど経営改善に努めてまいります。

下水道の適正維持として、下水を衛生的に処理するとともに、川や海の汚れを防ぎ、安心・安全で快適な生活を維持するため、施設及び設備機器については、維持管理を適切か

つ効率的に行うほか、更新等を計画的に進めてまいります。

下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置に対する支援を継続し、環境衛生の向上に努めてまいります。

また、豪雨等による浸水被害を未然に防ぐため、雨水管渠の整備を計画的に進めてまいります。

以上、令和6年度の町政執行に係る基本的な考えと主要施策を申し上げました。本年度は、自らが予算を編成した実質的なスタートの年であり、ただいま申し上げた施策のみならず、一つ一つの案件に全力で取り組む所存であります。

今後とも、議員各位をはじめ、関係機関、町民の皆様との対話を重視しながら、共に希望の持てる町を目指してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村田定人君） これで町政執行方針を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（村田定人君） 日程第5、教育行政執行方針を行います。

教育長から教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 本年第2回羽幌町議会定例会の開会に当たり、令和6年度の羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。

高度情報化の進展、急激な人口減少や少子高齢化、個人の価値観の多様化など、社会環境や生活環境が大きく変化する中、将来を予測することが困難な時代となっています。

こうした中、地域における様々な課題に主体的に向き合い、活力ある社会をつくり出し、いくためには、教育を通じて郷土の文化や歴史に誇りを持ち、自ら考え行動する力を身につけていくことが重要です。

教育委員会としましては、未来を切り開く子供たち全員がたくましく自立して生きていくための力を育成するとともに、住民各世代の生涯にわたる学びの充実を目指し、学校教育と社会教育の連携による持続可能な教育行政を推進してまいります。

学校教育では、児童生徒に必要な基礎的知識の習得や豊かな心と健やかな体の育成を継続するほか、電子黒板やA Iドリルの導入など、これまでの教育実践とICTとを組み合わせることで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ってまいります。また、学校給食費については、本年度は第1子が半額、第2子からを無償化にし、将来的には完全無償化に向けて検討してまいりますほか、天売複合施設の建設につきましても、引き続き全力で取り組んでまいります。

一方、社会教育では、地域住民の主体的な参加による持続的な社会や地域づくりに向け、これまで以上にその役割が期待され、住民一人一人の持つ資質や能力を地域活動に生かすためにも社会教育施設を拠点に各施設利用者の学習ニーズを把握しながら、地域の課題

解決に向けた取組やコミュニティの形成、さらには人づくりに結びつくよう努めてまいります。

令和6年度におきましても、羽幌町教育振興基本計画に掲げる基本目標「教育・文化・交流の振興」に沿って、教育活動の充実・推進はもとより教育活動の基盤となる家庭や地域における教育力の向上、地域の活性化に資する各種教育の充実を目的に施策を推進してまいります。

以下、主要施策及び主な取組内容等について申し上げます。

1つ目は、心豊かでたくましい児童生徒の育成でございます。

生き抜く力の育成として、確かな学力の育成については、児童生徒の発達段階に応じて、学習意欲の向上等に努め、知識や技術を活用するための思考力・判断力・表現力等を育むとともに、特別な教育的支援が必要とされる子供たちに対しては、幼少時からのきめ細やかな対応と指導体制の充実に努めます。

また、児童生徒が読書に親しみを持てるよう読書環境の充実等に努めるほか、ICTの活用により、児童生徒の資質や能力が一層育成される教育活動の実践に努めてまいります。

さらには、国際社会を主体的に生き抜くための外国人とのコミュニケーション能力の向上や他国の文化への理解の推進に努めてまいります。

豊かな心の育成については、地域における人と人とのつながりの希薄化や家庭形態の変容など、子供たちを取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域における教育力の低下が指摘されていることから、学校・家庭・関係機関が連携し、子供たちの状況をよく見極め、一貫性を持って適切に対応するほか、いじめ対策についても、いじめは絶対に許されないことを指導しつつ、いじめ防止や早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、地域の豊かな自然環境や伝統文化等ふるさとへの誇りと愛着を育み、豊かな感性を備えるために、子供たちが地域に親しみ、地域を知る学習を充実いたします。

健やかな体の育成については、子供たちが運動やスポーツの楽しさなどを学び、生涯にわたって実践していけるよう、体育や保健に関する指導の充実や運動習慣の定着に向けて取り組んでまいります。

また、児童生徒が食に関する正しい知識等を身につけることができるよう食育を推進するほか、地域の自然や産業等に理解を深め、地産地消を推進するため、学校給食において地場産物を活用いたします。

次に、質の高い教育の推進として、地域と連携した特色ある学校づくりの推進については、学校と地域が目標やビジョンを共有し、一体となって子供たちを育むため、学校運営協議会の活動を推進いたします。

高等学校教育の充実については、天売高等学校は、地域コミュニティ醸成のためには欠かせない存在であることから、今後も地域との連携を図り、島外生徒の受入れ態勢を強固なものとして、生徒募集活動に努めてまいります。

また、道立羽幌高等学校は、地域との協働により特色ある教育活動を実践しており、今

後も生徒一人一人が進路実現を果たし、社会に必要な人材として成長できるよう、その支援と連携に努めてまいります。

次に、教育環境の充実として、教育施設の充実については、学校施設は、子供たちが1日の大半を過ごす安全・安心な場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難施設としての役割を果たすことから、その安全性の確保と適切な維持管理に努めてまいります。

また、教職員住宅は、施設の老朽化や住環境の変化に伴い、維持困難な教職員住宅が増えていますことから、適宜修繕等の対応を行うなど、適正な住宅の提供に努めてまいります。

教職員の資質向上については、学校の教育力充実には、教職員の資質向上が重要であり、教育課題への適切な対応を図るために研修の機会充実に努めてまいります。

また、教員が学習指導と児童生徒と向き合うことのできる環境づくりに努めてまいります。

2つ目は、町民の創意を生かした生涯にわたる学びの循環であります。

次世代の担い手育成と自己実現の達成として、生涯学習の推進については、自らのライフスタイルに合った様々な学習機会が必要とされており、生涯にわたり学び、心豊かな教育環境づくりが重要であります。このため、様々な体験を通し生きる力を身につけ、町民一人一人が自ら地域社会の一員としての自覚を持ち、「まちづくり」に参加している実感を得られるような事業を展開してまいります。

また、社会教育関連施設の多くは建設から長い年月が経過していることから、改修等により維持管理に努めてまいります。

青少年の健全育成については、遊びや社会体験活動への参加など、イベントや催しを通してたくさんのもを吸収し自主性や社会性を身につける大事な時期と位置づけ、現在、少年向けの事業として子ども自然教室や子どもカルタ教室を行い、地域の自然や風習を知る機会を提供しています。今後もこれらの事業を継続し、ふるさとを愛する心を育む活動を行ってまいります。

スポーツ活動の充実については、町民が心身ともに健康で充実した生活を楽しむために、生涯にわたりスポーツに接する機会を増やすとともに、環境整備の充実に努めてまいります。その中においてスポーツ施設は、老朽化に伴う維持管理や活動状況に応じた施設の有効活用など具体的な見直しが必要とされておりますことから、各施設の老朽改修や機能向上はもとより、安全かつ快適にスポーツを楽しめるような工夫を講じてまいります。

芸術・文化活動の推進については、文化団体や各種サークルによる活動が積極的に行われており、創作・発表活動や舞台芸術などの鑑賞機会の充実等による文化に対する関心を深めており、引き続き、後世にすばらしい技術等を継承してまいります。

また、本町には2つの郷土資料館があり、貴重な歴史を紹介しておりますことから、今後も財産の保存と伝承に努めてまいります。

読書活動の推進については、今般の情報メディア等の発達と普及により、読書環境が大

大きく変化しておりますが、本によさがもたらす効果を楽しみながら、町民の皆様がより一層読書に親しめる環境づくりに努めてまいります。

さらに、生涯学習の場として公民館図書室の充実を図りながら、利用者のニーズに対応し身近で活用しやすい図書サービスを目指してまいります。

次に、自然との共生として、道指定文化財の「焼尻郷土館（旧小納家）」をはじめ、町指定文化財や天然記念物など、現在まで保存・継承されてきた貴重な財産を引き続き後世に伝えてまいります。

以上、令和6年度の羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。その執行に当たりましては、議員各位をはじめ、学校教育、社会教育、関係団体等と密接な連携を図りながら、教育の振興発展に努めてまいります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これで教育行政執行方針を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（村田定人君） 日程第6、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

本日の発言順序は次のとおりです。4番、逢坂照雄君、3番、阿部和也君、2番、金木直文君、1番、佐藤満君の以上4名であります。

最初に、4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） それでは、私からいじめとネットトラブルの防止対策について質問いたします。

ニュースや新聞紙上などで連日にわたって報道されている学校のいじめ問題、これだけ社会的に問題視されながらも一向に変わらないのが現状であります。そんな中で、文部科学省が昨年10月に児童の問題行動調査を発表しました。その結果、全国の小中高校と特別支援学校で令和4年度に認知されたいじめの件数が前年度から約1割増の6万8千948件で過去最多となり、いじめの重大事態も217件増、過去最多の923件になり深刻な事態となっております。こうした現状を踏まえ、羽幌町としても教育行政執行方針や第2次羽幌町教育大綱、羽幌町教育振興基本計画を基軸として、学校教育はもちろんのこと、教職員や保護者、地域全体でいじめの起きない、いじめをさせないまちづくりに注力すべきである。

また、インターネットは便利な情報源ですが、事件やトラブルの原因にもなります。スマートフォンの普及により子供たちがネットいじめにさらされる可能性もあり、教育行政は子供たちと保護者にインターネットの危険性を正しく伝える役割があると考えます。

以上のことから、町としていち早く現状や問題点を把握し、子供たちがいじめやネットトラブルなどに遭わないよう、いじめ防止対策や安全なインターネットの利用促進を図り、子供たちが安心して勉強やスポーツなどに集中できる環境づくりを目指すことが重要であると考え、以下質問いたします。

1点目、現在の学校社会における子供たちのいじめ問題について、町としてどのような認識を持っているのか。さらに、町内小中学校のいじめの現状と実態把握はどのようになっているのか。

2点目、いじめは早期発見と対応が重大事態に至る防止策として最も有効であると考えることから、定期的な生徒や保護者へのアンケート調査や個人面談などを行う必要があると思うが、どうか。

3点目、令和2年度から実施されているスクールソーシャルワーカー派遣事業の実績と、その効果検証はどのようになっているのか。

4点目、いじめ防止には学校や教員が率先して事前認知の把握に努めると同時に、子供たちへの情報モラル教育の徹底を図る必要があると考えるが、どうか。

5点目、ラインやチェーンメールを使ったいじめや勧誘などのネットトラブルについての現状は認識しているのか。また、それらに対する取組は。

以上。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 逢坂議員のご質問にお答えします。

1点目の学校社会における子供たちのいじめ問題についてであります。本町におきましては令和3年3月に羽幌町いじめ防止基本方針を策定し、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであることを十分認識した上で、いじめの早期状況把握、早期発見、迅速な初期対応を大原則にその防止と対策に当たっているところであります。

また、いじめ問題は学校だけで解決することが困難なことも多くあることから、行政、学校、保護者及び地域の連携した取組を推進するなど、町全体でいじめ問題の克服を目指しております。

次に、町内各小中学校のいじめの状況であります。毎年実施しております児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の中でその実態把握を行っておりますが、初めにいじめの定義についてご説明申し上げます。この調査でのいじめは、児童・生徒がほかの児童・生徒が行う心理、または物理的な影響を与える行為で、この行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものと定義されております。このため、児童・生徒がほかの児童・生徒から嫌なことを言われた、軽くぶつかられた、無視された

など、それを本人が苦痛と感じた場合にはいじめとして認知されております。これを踏まえ、過去3年間の認知件数としましては、令和2年度が74件、令和3年度が41件、令和4年度が78件となっております。一方、いじめにより児童・生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるとされる重大事態の発生件数につきましては、いずれの年度におきましてもゼロ件となっております。また、いじめとして認知したものについては、いじめを発見した後、教職員が指導を行うなどして、いずれの年度におきましても最終的には全てが解消されている状況にあります。なお、この場合のいじめの解消とは、いじめの行為がやんでいる状態が少なくとも3か月間継続し、被害者が心身の苦痛を感じていない状態を指しております。

2点目のいじめの早期発見とその対応についてであります。いじめは児童・生徒に深刻な身体的、精神的な影響を与える可能性があり、場合によっては生命を脅かすことから早期にいじめを発見し、適切に対処することは非常に重要であると考えております。そのため、町内各学校におきましては、議員のご質問にもありますとおり、児童・生徒と保護者へのアンケート調査や全保護者を対象とした個別面談の実施のほか、スクールカウンセラーなどによる各種相談や児童・生徒のSOSの出し方を育成する授業など、日常的に児童・生徒や保護者との対話を重視した取組の中でいじめの早期発見に努めているところであります。

3点目のスクールソーシャルワーカー派遣事業についてであります。事業開始から毎年羽幌小学校及び羽幌中学校においてそれぞれ月2回の派遣を実施しており、学校と連携した上で注意が必要な児童・生徒を観察するほか、学級担任とのカンファレンスを実施するなど、校内のいじめ、不登校対策担当教諭を中心とした全教職員との共通理解を図り、指導方法の提案などに努めていただいております。また、導入効果につきましては、定期的な派遣により専門的な見地から様々なアドバイスを受けることが可能となり、担当教諭の児童への指導や対処に活かされているほか、不登校児童・生徒が一部の授業を受けるようになるなど改善が図られており、本事業の実施については一定の効果があると考えております。

今後につきましては、効果の検証は単発的なものではなく、長期的な視点で行うことが重要であると考えておりますことから、児童・生徒や教職員に対し聞き取り調査を行うなど、定期的にデータを収集し、効果の持続的な検証に努めてまいります。

4点目のいじめの事前認知と情報モラル教育の徹底についてであります。いじめは一度発生してしまうと、その影響を取り除くことが難しくなるため、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知することがいじめ防止にとって重要であると考えております。このことから、学校や関係機関のほか、地域全体との連携の下、常日頃から児童・生徒が発するサインを見逃すことのないよう関係者の意識向上を図るとともに、児童・生徒や保護者がいじめについて安心して相談できるような体制づくりに努めているところであります。

また、情報モラル教育の実施につきましては、児童・生徒が情報を正しく理解し、適切に活用できるスキルが身につくことから、被害やトラブルの未然防止につながるものであり、その必要性は高いと考えております。そのため、主に各学年の道徳の授業において発達段階に応じた人権侵害やインターネット上のルール、危険回避などの指導を行うほか、警察官などの外部講師を招いた情報モラル教室を実施しております。

5点目のラインなどによるいじめとネットトラブルについてであります。インターネット上におけるいじめの把握につきましては、人権侵害や誹謗中傷から児童・生徒を守るため、定期的にネットパトロールを実施しておりますが、電子掲示板などへの書き込みによるトラブルは発見されていないものの、グループラインなどでのやり取りの中で悪口やうわさの書き込みをしてしまうような事例が報告されており、この件につきましては問題の発覚から情報収集、事実確認、当事者への指導、保護者への連絡、インターネット上の拡散防止など、町の基本方針に沿った対応を行い、解消に至っている状況であります。

現代の子供たちを取り巻く環境では、様々な情報機器、またそれを利用したSNSなど、当たり前存在し、避けては通れないものとなっております。そのため、今後の取組としましては、授業での情報モラル指導や外部講師による情報モラル教室などの学校活動での取組を継続するほか、家庭内でのスマートフォンなどの利用のルールづくりも必要であることから、各家庭へのネットモラルや危険性についての周知徹底を図るなど、保護者との協力の中でトラブル防止に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、逢坂議員への答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） それでは、いじめなどの原因によって悲惨な重大事態に至ることを防ぐ思いで答弁書に基づいて再質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、答弁書では羽幌町もいじめは重要な問題であり、町全体でいじめに取り組む姿勢が必要であると認識されているようで、理解をいたしました。

そこで、いじめの認知について毎年実施されているその調査ですが、教育委員会としてはなかなか学校へ出向いたり、そういう機会がまだないのではないかと思いますので、どういような調査をして教育委員会がいじめの認知を認識されたのか、そういうことについて別な方法があるのか、その辺も含めてその認知の方法の仕方、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） お答えをいたします。

認知の方法ということですが、現在各学校のほうで児童・生徒に対するいじめアンケートというのを一番少ないところで2回、それから中学校のほうでは年3回行っております。また、それから全児童対象の教育相談月間というのを年2回から3回行っている学校もあります。また、それから全保護者との個別懇談週間というのを、これもやはり年

2回設けているところと年3回設けている学校があります。そういう中での相談というのを受けております。

また、それから1人1台のタブレットを持ってしまして、その中にハイパーキューユーというのと、ほっとというアプリが入っております。そして、これを子供たちが操作をすると先生のところにみんな情報が伝わるというふうな形になってしまして、児童・生徒の理解のためにこの2つのアプリというのを使っております。そのような中で、学校として非常にそれをまとめて、子供たちの、児童・生徒のいろんないじめに対する見逃しは絶対しないというふうな形で学校で努めていてくれております。何か情報があった場合には、すぐ教育委員会に来るというふうな形になっております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 内容長くてちょっと把握できない部分もありますが、後でまた再質問させていただきます。

それで、答弁書にも述べられておりますが、羽幌町も様々な形でいじめ防止に取り組んでいることは大変よいことだということだと思います。ただ、私が気になるのは方針だとか大綱、計画などが多くて、表現がちょっと悪いかもしれませんが、冊子だけがたくさんあって、表向きは完璧なようですが、実際に、では何かがあったときに中身はどれを基準にして対処するのかなという、私自身ちょっと分かりづらい面があるのですが、その辺はどういうふうに捉えているのかお聞きしたいと思います。簡略で結構でございます。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 令和3年3月に羽幌町いじめ防止基本方針というのをつくっております。この中に、まず子供たちのいじめが発生した場合の認知を早める。そして、それに対する初期対応を早めるというふうな形でやっております。そういう中で進めております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） その関連でちょっとお聞きしたいのですが、この冊子、子供たち、保護者、これやはりなかなかこういうのを見る機会というのはほとんどないのかなと。私たちはたまにあると思うのですけれども、そういう部分のいじめ抑止になるような冊子だと思うのですけれども、これ見る機会というのはなかなか僕はないと思うのですが、その辺はどういうふうに行行政として捉えているのか、お願いします。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 児童・生徒たちに非常に分かりやすいような冊子というのも道教委のほうで作ったりというのがあります。それを子供たちに定期的に配布をしたり、あとそれから相談事に対するパンフレットのようなものというのも子供たちにみんな配って、何かあったら相談するようにというふうな形でやってきております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 分かりやすいように、保護者もどういうものなのかという部分を

やっぱり分かっていじめに対する対応というのはできると思うので、ぜひ考えてください。

それで、次に答弁書の中にある3年間のいじめの認知がございます。小中学校で合計で193件あったと。ちょっと私驚いておりますが、こんなにあったのかなというふうに思っております。そこで、この内容、中身、ある程度の部分で結構なので、どういう内容だったのか。あと、小学生で何件とか、中学生で何件とあって、これも簡略にご説明いただければと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） いじめの認知件数でございますけれども、令和2年74件という形になっていますが、小学校が65件、そして中学校が9件、それから令和3年41件ですが、小学校が33件で中学校が8件で、令和4年78件は小学校が64件、中学校が14件でございます。先ほどいじめの定義のところでも申しましたように、被害を受けた生徒が嫌だと思ったら、もうそれがすぐいじめというふうな形になりますので、ちょっとそういう面ではいろんなものがあるのかなとは思っておりますけれども、一応こういう内容でございます。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 分かりました。大きな事態に至ることはなかったのかなというふうに。ただ、小学生の多い件数というのは、ちょっとした教育長言われるようにいたずらとか、そういうのがいじめに入るのかなという部分でございます。それで理解はしました。今後十分注意を払っていただきたいというふうにお願いをします。

現在いじめや青少年問題の組織が実はあるのですけれども、羽幌町においては青少年問題協議会、それから青少年問題協議会の幹事会、それに附属機関であるいじめ問題専門委員会等々を認識しております。これらの連携体制を簡略に説明していただいて、それぞれの開催回数というか、年に1回とか2回とあってあると思うので、簡略で結構ですので、教えていただきたいと思います。

それで、その中でもしいじめとか、そういう問題が例えばその中の委員から出た例がなかったか、ちょっとその辺も教えていただければと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） まず、青少年問題協議会、これは春と秋ぐらいに年2回開催しております。それから、青少年問題協議会の幹事会、これも同じように2回ぐらいしております。

それから、いじめ問題の専門部会、これについては年1回ぐらいというふうな形でやっておりますが、各会議の中で学校側の委員という方もいらっしゃいますので、そういうふうな中から情報提供、警察関係だとか、あとそれから青少年の育成団体とかというところからも委員さんが出ておりますので、そういうふうな中でいじめとか、そういうふうな問題というのがもしありましたら出てくるのですけれども、今のところあまりそういうようなものはないというふうな形になっております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 分かりました。

それで、何か重大事態、この発生は大きな問題だと思うのですが、その場合に他の自治体を見ますと既存の調査委員会とか、そういうものでなくて外部の有識者、これらを招集して、既存の今あるそういう青少年問題だとか、いじめの専門委員会とかではなくて別につくっているところが結構多いのですよね、問題発生したときに。そういうときに羽幌町としては、そういうような別な組織をつくる考え今持っているかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 昨今いろんなところでニュースになっていまして、教育委員会の初期段階での動きというのがなかなかうまくいっていない市町村が多いのかなというふうに思っております。それが多分うまくいっていたら、こういうふうな形というのはなかったのかなとも思っています。今現在私どもとしましては、今このような組織をつくって、その中で横の連携というのをなるべく強めるような形でやってきております。

それですので、もし何かあれば羽幌町のいじめ問題専門委員会、この中には医師だったり、福祉関係者だったり、臨床心理士だったり、元教育関係者だったりとかという方が5名いらっしゃいます。多分こういう方々が中心になるとかという形になるかと思うのですが、今のところは青少年問題育成協議会だとか、それからその幹事会だとか、そういうふうなところとの横の連携とかというのを強めながら一緒にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） これはなぜ私今言うかということ、これ当然教育長分かっていると思うのですが、旭川で中学生が自殺したときに、内地でも結構あったのですけれども、要するに知っている方が委員になって、その内容がもう既に分かって、どんな事件だったのかということも分かっているわけだから、結果的に偏ったり、先入観が発生するということで、たしか旭川の場合は替えたはずなのです。ですから、僕が言うのはそういうことがあり得るのではないかとということで今質問させていただいたので、そういうことも含めて、既存のものでなくてもっと外部有識者を取り入れて、何かあったときです。重大事件があったときに入れたほうが私はいいのではないかと思うので、答弁はいいですが、今後考えてください。よろしくお願いします。

それから、いじめはゼロ件ということで、解決されてゼロ件であるということですが、それでも親としてはやはり大変気になるもので、いつ、どんないじめ起きるか、また自分の子供が被害者だけではなく、加害者になるのではないかという心配は私は尽きないものだと考えております。それで、答弁書では保護者との連携は緊密に行っていくということでございますが、もう少し具体的に別な取組、保護者との取組、2回か、たしか先ほどの答弁では面談をされているということなので、そのほかに今面談以外に何かあればお聞き

したいと思います。なければよろしいですけれども。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時32分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 保護者とのつながりの面では、先ほどの一番最初のほうの答弁で申し上げましたように、全保護者に対する懇談というのを年2回ほどやっております。これ以外にも何か保護者のほうで問題とか気になる面があったら、いつでも職員室とかに電話なりして訪問なりというような形でなるとお思いますので、そういうふうな対応でやっていきたいと思っております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 分かりました。

それで、いじめに関連して発生すると思われるのが、先ほどもちょっと触れられていますが、長期の欠席、不登校、これはやっぱりいじめに関連してくるのかなと私は思うのですが、現時点で把握されている長期の欠席、不登校の数等教えていただければいいですけれども、もし教えていただければ結構ですが、よろしくお願ひします。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 過去3年間のデータということで、令和2年ですけれども、不登校児15名おります。小学校が2名、中学校が13名、令和3年19名、小学校3名、中学校が16名、令和4年16名、小学校が4名、中学校が12名となっております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 時間の関係もあるので、進めたいと思いますが、これらに対する取組はいろんな方法でやられていると思うのですけれども、特に長期欠席、不登校に対するいじめの問題と直接は関係ないと思うのですけれども、何か取り組んでいるケースがあれば教えていただきたい。簡略で結構です、これも。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） お答えをします。

不登校児の関係ですけれども、3日間連続して休んだというときには、すぐ学校のほうから保護者のほうに連絡を取ります。そして、連続して5日目というふうなことになったら、スクールソーシャルワーカーが中に入って学校の先生と一緒に保護者と連絡を取ります。そして、10日目になりましたらスクールソーシャルワーカーに臨床心理士も加えた中での対応というふうな形で進めていっております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） それで、1点目最後に質問したいのですけれども、羽幌町にはいじめ防止条例というものはないですね。それで、今後つくる予定とか、そういうのはないですか。それを確認します。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 現在、令和3年3月につくった羽幌町いじめ防止基本方針というのはあるのですけれども、条例はまだつくってございません。まず、私たちが本当に今やらなければならないのは、いじめを見逃さないというところでございます。早期発見、早期認知、そして早期対応というところをまずは考えております。現在のその条例の関係ですけれども、今後各学校だとか関係機関とまた協議をしながら、もし必要だということになりましたら、そっちのほうも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） それでは、よろしく申し上げます。

2点目に移りたいと思います。答弁書で、先ほど来から教育長も言っていますが、いじめは早期発見が重要であるということですが、それでちょっと角度変えて質問したいのですけれども、教育委員会の職員、あるいは教育長も含めて、教育長はなったばかりなので、あれだと思ってしまうのですけれども、直接学校の巡回だとか視察、授業参観、これを職員のみで、学校の校長だとか、教頭だとか入れたらちょっとまずいので、担任だとか。そういうことを過去にやったことがあるかと。

それから、今後私はそういうことをすることによって、1時間程度でも結構なので、抜き打ちで行ってそういうのを視察、巡回をして、授業参観をして、定期的にそれをやることによって実態把握というのは小学校、中学校も、職員が実際に見ることによって抑止にはならないけれども、その異常さ、ちょっとした異常の変化、そういう環境の変化が酌み取れるのでないかなと私自身考えて実はいるのですけれども、その辺は今後そういうふうなことも含めてやる考えはないかちょっとお聞きします。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 現在まだ10か月ぐらいですか。天売、焼尻の小中学校については、それぞれ3回か4回程度訪問させていただいております。それから、小学校、中学校についても3回程度ずつぐらい訪問させていただいております。ただ、そのときには教頭先生なりが横についているというふうな形になるのですけれども、今後とも議員おっしゃったように、やはりぶらっと行って見るというのもとっても大事な事かなというふうに思っています。あと、それから教育委員会の委員さんの中にもたまにちょっと行って見えますという方もいらっしゃるようなので、そういうふうな形の学校の中の雰囲気を知るといっても大事な事かなと思っております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） ぜひそういうふうなことで実態把握に努めることも私は必要だと思うので、よろしく申し上げます。

それから、最近の出来事で、これはもうご存じだと思いますが、小学6年生の3人の方が同級生から100万円の金品、お金、現金をだまし取ったということが、事件があるのですけれども、これも一つのいじめだと私は思うのですけれども、私としては必要のない金銭を学校に持ち込まないような指導は当然されているのかなと思うのですけれども、その辺はどういうふうこれから徹底されるのか、その辺の指導はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 基本的に学校への財布の持込みというのは一応禁止になっております。そういうふうな形で、あと先生方の目で注意を払ってもらいたいなどは思っております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

それで、ちょっとこれも長くなるのですけれども、大変申し訳ございませんが、痛ましい事案で東京都と、それから旭川、札幌で起きた女子小学生と中学生の自殺の件なのですが、ご存じだと思うのですけれども、実はこれ校内アンケートとか事前にとったり、それから本人からSOSを発信して学校側、教員側がこれを見過ごしていたという、その第三者委員会とか調査で発覚したのです。これが本当に痛ましい事故で、そういうその見逃しはあってはならないなと私は思うのですけれども、やはりせっかく今アンケートとか、個人面談とか、羽幌町もやられるということなので、ぜひそれを生かすために教育委員会、あるいは父兄に分かるようなシステム、要するに小さなことが分かるようなシステム、アンケート取ったら分かるようなシステムの構築などをつくったほうが私はいいと思うのですけれども、連携がうまくいかないと結果的にそういうふうな事態、学校で処理したり、教育委員会は全く知らなかった、父兄は知らなかったということになるので、そういうシステム構築はぜひ考えてほしいのですけれども、どうですか。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 現在各学校におきまして一番先生方が気をつけているのは、いじめを発見した場合に先生1人で受け持たないということです。複数の先生でもってそれを対処する、そして学校全体としてそのいじめに向かっていくのだというのが各学校の経営方針の中にそれははっきりうたってございます。そして、その中で今度何かそういうふうな問題があった場合には、すぐ教育委員会に来るといふような形になっております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） ぜひそういうのをきちっと、システム構築はされないようでも、そういうのもつくってきっちり連絡網が行くようにしてほしいと思います。

それで、このアンケートとか、そういうものについて問題がなければ一般公開というか、何かの形で小学生、中学生からこういうアンケートを取ったらこういう結果が出ましたというのは、問題が出ることによってあるのかどうか、そのアンケート結果。年に1回か2

回だと思うのですけれども、その辺はどう捉えているのかちょっとお聞きしたいと思いません。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 現在のところ、そのアンケートを公開するという点については考えておりませんでした。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 考えていませんって今後も考えていないということですか。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 必要が発生した場合には、それは考えなければならないという、問題が大きい場合とかならそういうのがあるかもしれませんけれども、なるべくだったら個人情報あまり知れ渡らないような形の出し方という形になってしまうのかなとは思っております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 分かりました。ぜひそういうことで進めてほしいと思います。

それで、3点目に移りたいと思います。スクールソーシャルワーカーの派遣事業でございますが、これは毎年予算計上されて、それなりの効果を得ているということで答弁書にもございます。それで、そのほかにスクールカウンセラーも含めて、これ意味全然違うのですよね、教育長ご存じのとおり。だから、その意味は一々僕説明しませんが、両方うまく使っていじめとか、そういうのないようにぜひしていただきたいと思うのですけれども、ソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの活用、これを同時にやっていただきたいというふうに思いますし、例えば大変申し訳ないのですけれども、どういう方がこのスクールカウンセラー、あるいはソーシャルワーカーになっているのか、分かる範囲で、言える範囲で結構ですので、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、留萌市のうえるという会社がございまして、そこから派遣をさせていただいております。この派遣については、羽幌小学校と羽幌中学校に通常であれば月2回なのですが、何かあった場合には随時というような形になってございます。

それから、スクールカウンセラーですけれども、スクールカウンセラーは役場の中の健康支援課の臨床心理士の方、この方がスクールカウンセラーということで、この方につきましても羽幌小学校、羽幌中学校に月2回の頻度で行っていただいております。また、何かあったら随時という形になっております。

以上です。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 分かりました。それで、3点目はこれで終了し、時間的にないので、終わります。

次に、4点目の学校の子供たちのモラル教育ですが、説明の中で、答弁書の中でも丁寧に説明をいただいております、それなりに理解をしました。

それで、この情報モラル教育、それに道徳教育も含めてやられているということで、年間でどの程度の時間と内容をされているのか、概略で結構ですので、教えていただければと思います。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時47分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 道徳の時間を利用しているということですが、そのモラルの関係をやった時間数というのは私どものほうでは今控えておりません。申し訳ありません。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） モラル教育も絶対必要だと思うので、道徳も兼ねているので、そういうことはぜひやっていただきたいと思います。

それで、確認したいのですが、教育振興基本計画の中に学校の教職員も人事評価制度の対象となっているのですが、その分野はちょっと違うのかなと思うのですが、その辺はそれで、解釈でよろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 学校管理課長、葛西健二君。

○学校管理課長（葛西健二君） お答えいたします。

教員の人事評価につきましては、校長、教頭の管理職、それから一般の教員全て実施しているところでございます。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 分かりました。

それでは、4点目終わりますして5点目に入りたいと思います。現在小中学校のスマホ、携帯電話、この所有率調べたことあるのか、パーセンテージとか、そういうのをちょっと教えてほしいと思います。

○議長（村田定人君） 学校管理課長、葛西健二君。

○学校管理課長（葛西健二君） お答えいたします。

所有率までは調査したことはございません。ただ、中学校のほうではかなり多くの子が持っているというような情報は報告受けております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） いじめにつながる部分であるので、やっぱりそういう調査は今後

していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、答弁書で定期的にネットパトロール、これを実施されているようですが、それはいいことだなというふうに思うのですけれども、ネットパトロールされているということ自体どのようなことでネットパトロールしているのか。ただ町内を回って、学校内を回って歩いているのか、その辺僕はちょっと理解できないのですけれども、説明していただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 学校管理課長、葛西健二君。

○学校管理課長（葛西健二君） お答えいたします。

このネットパトロールにつきましては、具体的にはパソコンでウェブ上の掲示板等にそういった情報がないかということを経験者がインターネットを活用して検索するといったやり方になります。令和5年度につきましては、9月現在で小学校は44回、それから中学校につきましては52回程度実施しているところでございます。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） それから、これ大事なことだと思うのですけれども、学校いじめ防止基本方針を定めることに実は学校教育法でなっているかなと思うのですけれども、羽幌町はこれは、学校いじめ防止基本方針は定めていないということの理解でよろしいですか。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） お答えします。

今のその件につきましては、令和3年3月に作りしました羽幌町いじめ防止基本方針、これが代わるものではないかというふうに思っております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） いや、大変申し訳ないのですけれども、揚げ足を取るような形で、このいじめ基本方針の中にこれをつくりなさいということが出ているのです。だから、僕今質問したので、これを定めなさいと。これ道からも来ているし、通知来ていると思うのですけれども、これを定めているかどうかということを経験者聞きたいと。定めていなければ今後定めるように、早めに定めるように努力していただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 名称は今いじめ防止基本方針というふうな形の名称ですけれども、今のその議員おっしゃっている中身というのがこの中に入っているのではないかなとは思っております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） それはいじめ基本方針見ればちょっと中身分かるので、ぜひ知らせてください。

それで、時間があれですので、たしか2009年に原則スマートフォンの中学生の持込禁止になって、20年に解禁になったと思いますが、羽幌町の現状はどういうふうになっ

ているのか、持込みです。

○議長（村田定人君） 学校管理課長、葛西健二君。

○学校管理課長（葛西健二君） お答えいたします。

基本的には、小中とも原則持込みは禁止というような運用をしております。ただ、下校時にどうしても保護者に連絡を取らなければならないというような場合は例外的に認めているケースがございます。ただ、その場合につきましても授業中に音が鳴ったりというようなことで授業が停止してしまうということを避けるために職員室で預かって、帰りに持って帰るといったような形を取っております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 分かりました。そういう管理でしていただきたいというふうに思います。

最後に、町長にちょっとお聞きしたいのですけれども、子供たちがいじめやネットトラブルなど重大事態に陥らないように教育行政は当然するべきだと私は思いますが、羽幌町のトップとして、町長としてこの児童・生徒のいじめに対してどのような思いでいるか、あるいはどのような考えを持っているのか、最後にお聞きして終わりたいと思います。

町長、よろしくお願いします。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 町長としてということですので、まずは教育長をはじめ教育部局と町長としての問題意識は共有しております。また、町長部局としても、先ほどひきこもりの話もありましたけれども、関連ある部署も結構ありますので、今後とも含めて連携を取っていく必要があるだろうなと思っております。

具体的な施策は今日の答弁にもあったように、未然防止を中心に全力を尽くしてやっているという印象でありますので、これはこれで非常に大切なことだと思っておりますので、今後進めていってもらいたいなという考えであります。ただ、どれだけ努力してもやっぱりいじめというのは100%起き得ないということを断言することは難しいと思っております。起きた場合には、先ほど議員の指摘もあったように、お互いに情報をきっちり交換しながら、具体的に言うと教育現場、教育委員会、そして保護者で、必要があれば行政各一部局等の連携が非常に大事なものとなっていると思います。

さらに、一言加えて具体的なことを申し上げますと、やっぱり起きてしまった以上その被害者に対する支援、それと同時に同様に大事なのは加害者に対するフォローというのも非常に大切なことだと思っております。いずれにしても、今説明したことで、私が言ったことで全て完璧だと思っておりませんので、今後に当たってはやっぱり町民の皆様、議員の皆様、いろんな方と意見交換、情報を集めながら、少しでもよりよい方向に向かうよう今後そういう努力をしていくことが必要だと思っておりますので、私の答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 先ほど議員おっしゃっていましたが学校いじめ防止基本方針、これについては町の教育委員会が作りまいたいじめ防止基本方針を基に各学校がつくるといふふうな形になってございます。そして、これについてはもう各学校のほうでつくってございます。よろしく申し上げます。

○4番（逢坂照雄君） 分かりました。

それでは、終わります。

○議長（村田定人君） これで4番、逢坂照雄君の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

次に、3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 私からは、2件質問させていただきます。

まず、1件目の医療体制の現状と今後について質問をします。町内の民間医療機関である加藤病院が本年3月31日をもって閉院となります。当医院はこれまで長年にわたり町民に医療サービスを提供してきており、今後については全入院患者、外来患者で希望する場合は留萌記念病院にて入院、受診できるとのことですが、長年通院してきた方々にとっては不安が大きいものと考えます。

また、道立羽幌病院は羽幌町を中心とした周辺町村の医療を担うセンター病院ですが、令和5年4月時点で常勤医師が7名でしたが、現在は5名となっており、加藤病院閉院に伴い町内の医師が減少する中で今後の羽幌町の医療体制については懸念するところです。医療機関は地域の暮らしにとって必要不可欠であり、町民の関心も高いことと思われまます。そこで、羽幌町の医療体制の現状と今後について町長の考えを伺います。

1、加藤病院閉院による影響をどのように捉えているのか。また、閉院に伴い道立羽幌病院とは今後について協議等はしているのか。

2、道立羽幌病院の常勤医師確保について、北海道に対して要請活動等は行ったのか。

続きまして、2件目、公共施設マネジメント計画について質問します。公共施設マネジメント計画については、施設の老朽化、人口減少や少子高齢化の進展に伴う社会状況の変化や住民ニーズの多様化、そして、厳しい財政状況などを踏まえ計画を策定したことと考えます。今後羽幌町では令和6年度から令和14年度にかけて天売複合施設整備事業10億7,483万円、焼尻小中学校改築事業19億4,000万円、中央公民館旧館建て替え事業18億2,010万円を計画していますが、近年の建築資材等の高騰により計画策定時に試算していた建設費とのずれが生じてきていることと考えます。また、他の施設で

も老朽化が進んできており、今後はさらに財政負担が増すことが予想されます。

現在公共施設マネジメント計画の改定作業中のことと思われますが、今後は人口の推移や過去の施設利用実績など、地域の現状と将来の財政負担とならないような計画にすべきと考えることから、今後予定されている施設整備事業も含めた公共施設マネジメント計画の考え方について以下の質問をします。

1、2月15日開催の文教厚生常任委員会において、焼尻小中学校の整備計画についての説明を受けた。その中で校舎が完成し、運用開始から10年後には小中学校ともに休校となるとのことだった。多額な工事費でもあることから、各委員からも様々な意見があったと認識している。

そこで、一つの考え方として学校は建設せずに、1、焼尻の小中学生と保護者に対して住居費や引っ越し準備金などを支援し、羽幌小中学校へ転校。2、児童・生徒がいる間は島内の他の施設を教室として活用するなど、焼尻小中学校改築事業については教育的見地だけではなく将来の財政負担も考慮し、今後検討すべきだと考えるが、どうか。また、整備年度が当初より遅れたことでいろいろと考える時間ができたとのことだが、いつ頃までに方向性を出すのか。

2点目、中央公民館旧館建て替え事業については基本設計を終了しているが、当初の計画策定時と比較して建設費が大幅に増加していることと思われる。建設年度も先送りとなったことから、中央公民館建て替え事業については、現在の各部屋の利用状況や今後の各団体会員数などを踏まえて改めて施設面積を見直すべきだと考えるが、どうか。

3点目、公共施設マネジメント計画は2017年度から2046年度までの30年間の計画だが、当初の予定どおり進んでいない整備事業もある。今後人口の減少や扶助費の増加などにより計画の後半には財政的にも厳しくなることが予想されるが、計画期間中の投資的経費の平準化を今後どのように図っていくのか。また、近年増加傾向にある建設費の抑制に向けて新たな取組等は検討しているのか。

4点目、公共施設マネジメント計画を進めるに当たっては、行政や議会だけではなく、今後高まる住民ニーズの多様化などを踏まえ、町民や施設利用者との合意形成が必要になると思うが、どのように考えているのか。

以上です。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 阿部議員のご質問1件目、医療体制の現状と今後についてお答えいたします。なお、質問2件目の1点目及び2点目につきましては、私の答弁の後、教育長からご答弁申し上げ、3点目及び4点目につきましては再び私から答弁申し上げます。

それでは、1件目、医療体制の現状と今後についてお答えいたします。1点目の加藤病院閉院による影響と道立羽幌病院との協議についてであります。現状町内唯一の歴史ある民間病院でありますので、町民の皆様にも親しまれていた病院であると認識しているところであります。そのため、いろいろな面で影響は大きいと思っております。しかし、加

藤病院の閉院の判断は様々な要因があったと考えられますので、その判断を尊重しておりますが、町といたしましてはその影響を最小限にとどめたいと考え、道立羽幌病院と協議を行い、町の事業につきましてはお引き受けいただける状況となっておりますし、町民の皆様への受診等につきましても問題ないとの回答をいただいているところであります。

また、加藤病院におかれましては、外来患者に対しまして閉院による引継ぎ病院を確認し、紹介状をお渡ししていると伺っておりますし、それに対し道立羽幌病院におきましても紹介状に基づいて対応していただけるということをお伺いしているところであります。

その他の影響としましては、入院患者の方々が留萌市内の同系列の病院へ移られると伺っておりますが、これにつきましても今後受入れ病院がないという状況は避けられたことに安堵いたしているところであります。現状から1つの病院がなくなることは町全体にとって非常に大きな損失でありますし、影響が皆無ではないと思われませんが、でき得る努力をし、今後も影響が最小限になるよう検討し、協議してまいります。

2点目の道立羽幌病院の医師確保についての要請活動についてであります。昨年8月には議会議員の方々と共に北海道庁の道立病院局地域医療課に要請活動を行ったところであります。10月には道立病院局において管理者及び局長へ、保健福祉部に関しては局長及び地域医療課長に要請を行い、11月及び1月には道立病院局に対して要請を行っております。また、その間道立羽幌病院に対しまして要請を行っているところであります。

本町の医療を支えていただいている道立羽幌病院の医師確保は、今回の加藤病院の閉院により一層重要度が増す状況ではあります。これらの要請活動を行っている中で感じることは道としても道内、道外を問わずいろんな形で努力していただいているということです。

町といたしましては、要請と協力という形でしか医師確保に関しては携わることができませんが、今後も機会を捉え、要請活動を行う中で情報交換を行いながら継続してまいりたいと考えております。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 続きまして、私から阿部議員のご質問2件目、公共施設マネジメント計画についてお答えいたします。

1点目の焼尻小中学校の整備計画についてであります。焼尻小中学校につきましては現在利用している校舎の老朽化対策として校舎を改築する方向で検討を進めているところであります。質問でのご指摘にもあるとおり改築後の利用期間が短い見込みがあることや、多額の工事費が必要となることは町長部局と共有した中で大きな課題として認識しているところであります。

現在はデジタル技術の急速な発展など、その時代背景から教育の形態も多様化しており、今後の教育環境の構築におきましては、地域の実情に応じた様々な可能性を模索していくことが重要なことと考えております。このことから本事業を進めていくに当たりましては、教育的見地からの必要性和将来の財政負担の両面を考慮しつつ、議員のご提案

の2点の考え方などを含め、これからの焼尻島における教育環境としてどのような姿が理想的なのかについて検討してまいります。

また、方向性を出す時期につきましては、国からの耐震対策の要請や、老朽化した現校舎の現状を鑑み、早急に対応する必要があると考えているところですが、検討内容が多様化、複雑化していることや、児童・生徒の保護者、学校関係者、さらには島民の皆様の意見聴取など、業務には一定の期間を要することが見込まれることから、令和7年度中旬をめどに検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の中央公民館旧館建て替え事業についてであります。本事業は令和4年度に基本設計が終了し、当時のスケジュールとしましては令和7年度に実施設計、8年度から本體工事と進む予定でありましたが、議員ご承知のとおり町全体の公共施設整備の実施時期の調整において3年間先送りしたところであります。

また、工事費につきましてもマネジメント計画に記載の金額は、当時の国が示していた各用途別の建物の基準単価に想定面積を乗じて算出したものであります。このたびの基本設計で算出した工事費と比較しますと増加しているところであります。このことから、現時点でのスケジュールでは令和10年度に実施設計、11年度から本工事とまだしばらくの期間が空き、現時点での構想が将来にマッチしないことも考えられることから、実施設計を見据えたしかるべき時期に見直しも含めた再検討をする必要があると考えております。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 続きまして、私から阿部議員のご質問3点目及び4点目につきましてお答えいたします。

3点目の投資的経費の平準化と建設費の抑制についてであります。計画策定から7年が経過しておりますが、議員のご指摘のとおり様々な要因から計画どおりの進捗とは至っていない状況にあります。今後の計画改定につきましては、人口減少の見通しや施設の利用状況、老朽度の変化等について分析を行い、施設の必要性や適正な施設規模、改修等の緊急度を検討した上で建て替えや大規模改修等の整備区分、優先順位を見直すことにより投資的経費全体の抑制と年度間の平準化を図ってまいりたいと考えております。

また、建設費の抑制についてであります。建て替えに当たりましては適切な施設規模への見直しを行うことにより建設費の抑制を図ってまいりたいと考えておりますが、新たな取組につきましても他の自治体での事例も参考にし、検討してまいります。

4点目の町民や施設利用者との合意形成についてであります。議員ご指摘のとおり建て替えや大幅な変更を伴う大規模改修につきましては、行政と議会だけの議論で終わらせることなく、施設利用者や一般町民の方々からも意見を伺った上でよりよい施設整備に向けた検討が必要だと考えております。

以上、阿部議員への答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） それでは、いただきました答弁に沿って再度質問いたします。

まず、1点目の医療体制の現状と今後について質問したいと思います。まず、今回このテーマの質問をするに当たって、正直どのような質問ができるかなとは考えて質問しました。加藤病院については民間の病院でありますし、また道立病院は道の所管ですので、町としてどこまで関わる事ができるのかといった部分を理解しながら質問を通告しました。その上で町側の答弁も十分理解していますが、町民にとってそういった部分理解している方もいらっしゃると思いますが、やはりほとんどの方々が民間の病院、道立病院といったことではなくて地域の医療機関、病院といった一つの大きなくくりとして考えている方が大半だと思います。実際に加藤病院が閉院するとなってから町民の方からも連絡も来ましたし、また道立病院の体制についても心配や不安に思っている方も多いです。そういった町民の気持ちというものも当然理解していただいていると思いますし、また町長のほうにもそういった町民の声も届いているとは思いますが、改めて羽幌町から1つ病院が減ってしまう大きなタイミングだからこそ、今回医療体制の現状と今後について質問しました。

それでは、いただきました答弁に沿って再度質問をいたします。まず、1点目の加藤病院閉院による影響をどのように捉えているのか、また閉院に伴い道立羽幌病院とは今後について協議等はしているのかについて答弁いただきましたが、いただいた答弁で加藤病院が担っていた町の事業の部分については理解しました。

そこで、今後の協議について質問しますが、これまでも何かあるたびに道のほうに行つて道立病院局等とは協議と申しますか、意見交換等をしてきたかと思いますが、この羽幌町内の病院が1つになってしまいましたので、今後道立羽幌病院側と協議とまではいかないかもしれないですけども、やはり定期的に様々な意見交換、情報交換等を行っていくのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 阿部議員おっしゃるとおり、これまで以上にそういう機会を多く設けたいと考えております。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 分かりました。多く持っていきたいということですので、ぜひともお願いしたいと思いますし、羽幌町には民間の団体でありますけれども、地域医療を守る会、折り鶴を通じてそういった意見交換、情報交換という場もありますので、そういった中で少しでも町民の声を全て届ける、変えるというのはなかなか難しいところもありますけれども、地域の実情というのをぜひ伝えていただきたいと思います。

次に、2点目の道立羽幌病院の常勤医師確保について北海道に対して要請活動等は行ったのかについての答弁いただきましたが、昨年8月に私も町長と一緒に村田議長、平山副議長、磯野議員と表敬訪問という形で行ってありますし、その後も町長も要請を行っていることは伺ってはいました。今後も継続していくと答弁いただいておりますので、1

点だけ質問しますが、今後は羽幌町だけではなく、道立病院という位置づけとしてはやっぱり周辺町村の医療を担うセンター病院ですので、近隣町村とも、もしかしたら既に行っているかもしれませんが、広域での連携した形で北海道に対して要請活動や情報交換等を行っていく必要もあるのかなとは思いますが、この質問に対して現時点での町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） コロナ禍という影響もありまして、ここ最近では中部3町村で要請活動は行っておりません。ただ、その最後の段階で、当時苦前町長の森町長の時代ですけれども、これについては3町村合同で動く必要があるだろうということで、中部振興協議会という議長も含めた組織がありますので、今後開かれる際には私から提案してそういう動きをするようなことを要請してみたいと思っております。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） ぜひ近隣町村からも道立病院にかかっている患者さんも多いと聞いていますので、そういった部分今後連携していただきながら要請活動等を行っていただきたいと思っております。

これで1件目のもう最後にしますけれども、午前中の町長からの町政執行方針の中で医療体制の充実についても述べられていましたし、羽幌町には地域医療を守る条例もありますので、今後も町民が安心できる医療体制を維持していただけることをお願いしてこの1件目を終了したいと思います。町長からもしそれに対してあれば、お願いします。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 答弁にも書いていますとおり、非常に道立病院側も道庁、それから現場も非常に前向きに検討していただきまして、ここには書き切れなかったのですが、具体的には増員に向けた形で動きたいということでありました。その結果について答弁書の段階では明確ではなかったのですが、今回羽幌町の広報のほうにドクターのカルテというようなコラムがありまして、その中で明確にうたっておりますが、4月から増員の方向でいけるという返事もいただいておりますので、こういう機会、せっかく阿部議員から質問をいただいたので、私から、報告させていただきますので、よろしく願います。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 今町長のほうからも4月から増員ということで、町民の皆様も本当に安心していただけるのかなと思っておりますので、今後も引き続き様々な形での要請活動等、また医療体制をしっかりと守っていただくことを期待して2件目のほうに行きたいと思っております。

それでは、2件目の公共施設マネジメント計画について再度質問いたします。まず、1点目の焼尻小中学校改築事業について質問しますが、いただいた答弁では本当に大きな課題として認識しているとのことでした。本当に簡単に解決できる課題ではないと思いま

す。今後の方向性については、令和7年度中旬をめどにといった答弁でしたし、検討内容が多様化、複雑化しているとの答弁もありました。

そこで質問しますが、もしかしたら繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、羽幌町は離島を抱えているといった状況もありますので、今回2点提案しましたが、関係機関、あと国や北海道などからアドバイスをいただいたり、場合によっては他の自治体の事例を参考にしたり、そういった先進事例等がなければ羽幌町が先進事例となるようなこともやはり今後考えていく時期に来ているのではないかなと思います、この質問に対しての現時点の考えお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 阿部議員にお答えをいたします。

詳しく北海道教育委員会とかには、まだご相談はしてございません。当初の計画どおりというふうな形では今いっております。ただ、今後道教委のほうと色々な学校の在り方というのは、議員2つほど提案していただきましたけれども、いろんな形がもっとたくさんあるのではないかなというふうに思っています。道教委なんかとも連携を密にしながらやっていきたいと思っております。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） ぜひ道教委のほうとも連携を密にしながらということで、いただいた答弁の中にもありましたけれども、教育的な考え方というのも十分分かりますし、また本当に今後の財政という部分も心配にはなりますので、もちろんこの焼尻だけではなくて、こういった人口が減少する自治体としてやはり今後いろいろと考える必要があるのではないかなと思いますので、今後また別の機会で議論したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の中央公民館旧館建て替え事業について質問しますが、いただいた答弁は理解しましたので、あえてこの場でこの面積を減らしたほうがいいだとか、こういった施設にしてほしいといった質問を今回したくはありませんので、1点確認として質問しますが、利用団体等からのアンケートについては以前やられたと思いますが、これについてはかなり前のことだったと思いますので、そこで質問しますが、アンケートを取ったときよりも利用者数、旧館の部分の、どうなっているのかと、今後改めてアンケート等を実施するのかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

議員今言われましたアンケートにつきましては、平成28年度に実施をしたということで、ちょっと時間はたっておりますけれども、そのアンケートの内容を基に今回の基本設計の基礎となっているものでございます。

それで、具体的な利用者数の変遷の数字というのは今持ち合わせておりませんが、当時から比較しますと緩やかではありますが、人口減少に伴って利用人数についても下が

ってきているのかなというふうに思っております。

あと、またこれからの部分ですけれども、最初の教育長の答弁にもありますけれども、やっぱり具体的な今の計画でいきますと、新しい施設の完成というのがまだ先になりますので、当然その状況に見合った施設ということも考えなければなりませんので、またどういう形になるか分かりませんが、町民の声、町の声というのを聞きながら進めていかなければならないのかなと、こういうふうに考えております。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 今後の進め方については、また4点目のほうでちょっと関連して質問していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

1点目、2点目の焼尻小中学校改築事業、そして中央公民館旧館建て替え事業の2点の質問については、担当委員会の委員長ですので、本来自分がすべき質問なのか正直悩みました。先ほども言いましたけれども、教育の分野としての施設整備についての考え方も十分理解していますが、やはり将来の羽幌町の財政的な負担等、それによって住民サービスが低下してしまうのではないかとといった心配にもなっていましたので、早めの問題提起という形で今回質問しました。今後改めて常任委員会等のほうで議論深めていけたらと思えますし、また何か動きがあれば委員会のほうで報告していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目のほうに移りますけれども、投資的経費の平準化と建設費の抑制について質問します。投資的経費全体の抑制と平準化を図るといった答弁をいただきました。そもそもがこの計画30年といった長期間の計画にもなりますので、当然計画期間中に、答弁にも触れていましたが、当初建て替えや大規模改修だったものが必要性がなければ解体という場合もあると思います。それによって多少財源の確保もできるのかなとも思いますが、当初この計画策定時、建て替え、大規模改修、除却、30年間で使える一般財源でいくと88億円を目標とした計画だったと思いますが、そこで質問しますが、まず平準化を図っていく上で基本的な部分として現在いろんな状況、資材等も高騰している中で本当に88億円に収めることができるのか、それともオーバーしてしまう状況なのか、また何が何でも88億円に収めるのか、そもそも88億円といった数字自体の変更も考えられるのか、まずこの1点お聞きして次の質問に移りたいと思っておりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 基本的なことについては、答弁書に書いてあるとおりであります。今の質問についても確かなものということは答えられませんけれども、現段階で財政当局で押さえている数字を基にできる限りの答弁を財務課長からさせたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（村田定人君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、計画当初のときに使える財源88億円で、30年で必要なものを終わらせますと

いう形で計画はつくったと思うのですけれども、実際最初に動いた段階から、やはりどうしてもその計画段階の建築コストと実際の金額と大分乖離が出ております。そういった面もありますので、何が何でもその当初計画した金額で収めるですとか、そういう形にはまざるらないのではないかというふうに思っております。

ただ、最初の町長からの答弁にもありましたけれども、まずは計画策定から7年、ここから見直しかけると10年近くたちますので、先ほど阿部議員からもありましたけれども、そもそもがその計画上建て替えとなっていたものが本当にそこまでが必要なのか、大規模改修となったのもそこまでが要るのかですとか、そういった部分を一旦フラットにしてもう一度見直し、全体的なスタートラインから見直しをかけて、まずは本当に必要なもの、急ぐものから対応することをまず考えたいと思っております。金額的なものにつまましては、そこを進める間に当然見直しと一緒にかけながら進んでいくものと思っております。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 今財務課長のほうからの答弁で88億というものになかなかならないのではないかとといった部分で、そういったのも含めてフラットにした状況で見直すということでしたので、その88億といった数字もそうですけれども、年間の部分でいくと、一般財源ベースでいくと2億9,000万円で、当初でいけばそれでいっていたのでしようけれども、先に先にと年度がどんどん、どんどんいくと、当然全体のその財政の中でもやはりその割合というのが大きくなってしまうと、本当に先ほども見ましたけれども、いろんな部分に影響してしまうのかなとも思いますので、そういった部分も含めて今後見直すのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

今阿部議員おっしゃられるとおり、どうしても公共施設マネジメント、施設の改修だけで物事進めてしまいますと、ほかの部分にかなり影響が出てくると思います。どうしても住民サービスのほうに回さなければならない予算というのは必ずありますので、そちらのほうをまずメインに考えながら、あと施設のほうについても危険なものについては残すわけにはいきませんので、その辺は優先順位があると思いますので、全体的なものを見ながら、あとは本当に必要なものに特化した形で進んでいくというふうに考えております。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 分かりました。当然計画が見直ししてできた段階ではまた教えていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

これで3点目のほうを終了しまして、次に4点目のほうに移りますけれども、4点目の町民や施設利用者との合意形成についてですが、1点目、2点目、3点目にも通じると思ひ、今回あえてこの合意形成について質問しました。なぜ今回質問したかといいますと、平成29年に文教厚生常任委員会の道外視察、当時文教の委員でしたので、その道外視察である自治体の市民図書館を視察しました。担当の方とも話をしまして、図書館の建設に

当たっては、住民も交えて様々な意見を出し合って施設を造ったとおっしゃっていました。そのときに私も質問をさせていただいて、住民の意見を全て取り入れるとなると建設費がすごいことになると思うのですが、どのように進めたのですかといった感じで聞いたところ、本当にそこが一番苦勞したとおっしゃっていました。ただ、財政状況等も理解してもらいながら、むしろ住民のほうからこういったところ要らないのではないかとといった提案をしていただきながら予定どおりの金額で建設できたとのことで、当時羽幌町でも公共施設マネジメント計画が策定されたばかりだったこともあって、本当に今でもそのときのやり取りというものが印象に残っています。

ちょっと話長くなってしまいましたが、質問のほうに戻りますが、いただいた答弁については十分理解しましたが、自分としてはその部分の合意形成、やっぱり関わっている方は本当に立派な施設を建ててほしい、ただその財政的な部分というのはなかなか伝わりづらい部分もあると思いますので、そこで質問ですけれども、今後、先ほど公民館の件もそうでしたけれども、町民との合意形成については既にもう行っている部分もあるかもしれないけれども、ある程度本当に客観的なデータに基づき伝えられる部分も必要だと思います。人口であったり、財政もこの先どうなるのか、そういったデータも使いながら、それによって町民や施設利用者も冷静にその施設更新事業について考える機会にもなると思いますので、改めてこの考えに対して答弁いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 阿部議員の視察には、私は委員会違って行っていませんけれども、まさにほかの機会でもやはり先進的なところ、それから改めて新しいことをやった、そういう視点を持って住民形成を取るというのが一つの流れになっていた頃の始まりかなと思っております。

羽幌町に関しても様々な努力はしていたと思うのですが、どちらかというとその施設利用者の、要するに自分たちが使っているものに対しての希望を取って、それにとっての話し合いという傾向がありましたけれども、これからは先ほどの答弁にもあったようにいろんな要素で財政的な問題、それから物価の上昇、一番大きいのは賃金の上昇もそうですけれども、工期の延長化みたいなことも今後考えられる状況になっておりますので、工期延長イコールコストの上昇にもつながります。今までの一般的な感覚をもう一回捨てないと駄目なぐらい、恐らく同じような建物を建てても工事費全体がかかってくるということになると思いますので、阿部議員の提案というふうに受け止めまして、今後町民との話し合い、利用者との話し合いの中にはそういう観点をきちっとできるだけ分かりやすく織り込みながら進めてまいりたいと思います。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） これで最後にしますけれども、本当に合意形成の部分、今町民や施設利用者という話もしましたけれども、行政は行政の中での合意形成、要は担当してい

る部署はやっぱりいいものを建てたい、いいものにしたいというのがありますし、行政と議会とのときというのは、議会もそれぞれのバックボーンとか言ったらあれですけども、ありますので、当然できるだけ住民の声をしっかりと取り入れたいという部分もあります。ただ、やはり本当に意外と町民のほう为抓手と分かってくれる部分もあると思いますので、町長のほうからも提案を取り入れてという答弁もありましたので、ぜひともいい形で住民との合意形成、または役場内部、議会との合意形成という部分で図っていただきたいと思います。

今回、公共施設マネジメント計画ってただ施設を建て替えるだけではなくて、羽幌町の将来の人口であったり、財政で、焼尻もそうですけれども、本当にこの先どうなるのか分からない状況でなかなか難しい部分もあると思いますが、やはり一つ一つ課題をクリアすることによってまた羽幌町としてもいい町になっていくと思いますので、ぜひとも今後また何かあれば質問させていただくと思いますし、相談すると思いますので、お願いをいたしまして、私の質問はこれで終了いたします。

○議長（村田定人君） これで3番、阿部和也君の一般質問を終わります。

次に、2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、私からは大きく2件について質問をしたいと思います。

まず、大項目1点目、地域医療の維持、充実へ向けて伺います。長く羽幌町内で内科診療の医療機関として地域医療を担ってきた民間病院が今年3月末をもって閉院することとなっています。町は昨年9月に開催された医療問題調査研究特別委員会において、当該病院の閉院が決まったことと併せ、町民の不安をなくすよう道への訪問など対応していきたいと説明していました。4月からは羽幌町内の市街地における医療機関は道立羽幌病院のみとなり、これまで以上に道立羽幌病院への期待が集まると同時に不安を感じるという声も聞かれます。昨年9月の特別委員会以降、町からの新たな情報や対応は聞こえてこず、広報はぼろや令和6年度町政執行方針にも当該病院閉院に関する対応などの文言が見当たりません。よって、以下質問をいたします。

1、閉院が明らかとなって以降、町はどのように対応してきたのでしょうか。

2、今後閉院する当該病院から道立羽幌病院や他地域の病院を利用することとなる町民への不安払拭への対策はあるのでしょうか。

3、道立焼尻診療所の医師もこの3月をもって退職するとのことですが、後任医師の確保等の情報はどうでしょうか。

4、町内市街地の医療機関が栄町地区に立地する道立羽幌病院のみとなり、離島住民がフェリーターミナルから通院しやすいよう、羽幌港連絡シャトルバスを道立羽幌病院まで延長運行してはどうでしょうか。

次に、大項目2つ目です。ひきこもり支援の状況と対策について伺います。就学、就労、家庭外での交遊などの社会的参加を回避し、6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けるひきこもりは、長引く孤独感や無力感が高まり、さらには強い不安も生じてくる

ため、そこからの脱出が難しくなるものであります。北海道内のひきこもり状況について、道は今年1月にまとめた2022年度のひきこもり支援状況の調査を発表し、その内容も新聞報道されました。それによると、札幌市を除く道内市町村が把握しているひきこもりの人数は計1,392人で、同じ手法で統計を始めた17年度以降で最多となった。内閣府の推計では数十倍いる可能性があり、支援団体は氷山の一角と見る。行政が実態を把握しておらず、社会的な支援が行き届いていない状況が浮かぶと報道しています。

21年9月定例会の一般質問でケアラー支援の現状と取組について質問した中で、ひきこもりの問題もケアが必要だという認識かとの問いに、ひきこもりそのものにスポットを当て、社会的な支援につなげていきたいというような流れで現状は行っているといった答弁のやり取りがありました。こうした経緯も踏まえ、ひきこもりについての羽幌町の状況や支援の取組などを質問します。

1、22年度実施の道の調査において、実態の把握数や把握方法など、どのように回答していたのか。

2、広報はぼろのこころの健康相談案内欄で随時ひきこもりで悩んでいる人への相談案内がされていますが、利用状況はどうか。

3、ひきこもり当事者の会や親の会等の立ち上げ、サポート支援事業など何か対策は考えているでしょうか。

以上です。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 金木議員のご質問1件目、地域医療の維持、充実へ向けてについてお答えいたします。

1点目の加藤病院閉院が明らかになってからの町の対応についてであります。町といたしましてはその影響を最小限にとどめたいと考え、道立羽幌病院と協議を行い、町の事業につきましてはお引き受けいただける状況となっており、町民の皆様の受診等につきましても問題ないとの回答をいただいているところであります。また、道へも要請、協議を行っているほか、加藤病院に対しまして町民皆様の不安解消への要請を行っております。

2点目の他の病院を利用することになる町民への不安払拭への対策であります。まず加藤病院が従来からの患者さんに対して今後通う病院を確認し、紹介状を交付して引継ぎがスムーズにいくように対策している旨伺っておりますし、町といたしましては直接的に関与しているわけではございませんが、町民の皆様が心配しているという状況は十分承知しておりますので、必要に応じて各媒体を通じて情報提供をしまいたいと考えております。

3点目の道立焼尻診療所の後任医師についてであります。現状も既に代診医による診療が行われておりますが、4月以降についても常勤医が決まるまでの間は代診医が1か月に2度ほど診療を行う旨を確認しております。今後におきましても速やかな常勤医の確保に向けて要請を行うとともに、必要な協力をしてまいります。

4点目の羽幌港連絡バス、シャトルバスの延長運行についてであります。当該バスにつきましては2次交通未整備区間の解消を図ることを目的としてフェリーターミナルとバス事業者の本社を結ぶ形で運行しておりますが、離島地区の住民がフェリーターミナルから道立羽幌病院に直接向かい受診することは、フェリー運航ダイヤと病院の診察時間との兼ね合いを考慮しますと、延長運行することは現時点では難しいものと考えております。

次に、ご質問2件目のひきこもり支援の状況と対策についてお答えいたします。1点目の道の調査における実態の把握数等の回答についてであります。2022年度実施の道の調査につきましては、相談窓口体制の整備に関する調査でありまして、本町の委託事業により開設している相談窓口での相談件数がゼロであるため、当該調査においてはゼロ件と報告しているところであります。

2点目のこころの健康相談案内の相談件数についてであります。前段で答弁いたしましたように利用状況につきましてはゼロ件であります。実態としまして、ひきこもりの方からのアプローチが難しい側面もあるため、本町としましては基本的に小児の頃から状況把握に努め、保健部門、福祉部門、教育部門等の横の連携により、ひきこもり等を把握しております。さらに、成人に関しましても日々の業務の中での相談等を通じて把握しており、現在までに合わせて15名ほどの方について把握し、それぞれに保健師、相談支援事業所等がサポートに入っております。

3点目のひきこもり当事者や親の会の立ち上げ等についてであります。現在把握されてサポートに入っている方につきましては、団体での行動等が難しい状況にあることから、当事者の会や親の会を立ち上げることは町として現状考えておりません。しかし、当事者や親の方々の機運の醸成には努めてまいりたいと考えているところであります。状況的に現状は難しいと考えております。

サポート支援事業等につきましては、居場所の確保等の目的でサロンの場を設けていますが、やはり利用件数は皆無でありまして、そのため個別のサポートとして保健師や相談支援事業所が入り、携わっている状況でありますので、状況としては新しい事業というよりも現状の個別のサポートを継続していくということになると考えております。

以上、金木議員の答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、一問一答に移らせていただきます。

まず、地域医療の維持と充実に向けてというのは、先ほどの阿部議員の一般質問とほぼ重なる部分もありますけれども、加藤病院の閉院に伴うその影響、対策大丈夫かという、そういう内容であります。前段かなり重なる部分もありますので、同じ質問の繰り返しにならないように気をつけながらお話を伺っていきたいと思っております。

まず、今回この加藤病院閉院ということを知りまして、いろいろ考えるところもあるわけですが、やはり町のあるべき姿というのはその地域に学校があり、郵便局、金融

機関があり、そして地域医療を守る病院があり、そういうものがしっかり確立してこそ私たちの生活も成り立つというものだと思います。そのうちの病院の1つが今回なくなるということは非常に残念ではあります。開院されたのは、私の子供の頃の記憶ですけれども、たしか先代の医院長さんが違う場所で始められてからもう加藤病院というのはあったと思うので、相当以前からこの羽幌の地で医療活動を頑張ってきた病院だというふうに思っております。今回町の、先ほどの答弁ともダブりますけれども、影響を最小限にとどめたいとして道立羽幌病院と協議され、町民の受診等問題ないということでありますけれども、これは月どのぐらい加藤さんに通っていたか分かりませんが、道立病院1か所となってもそれだけを受け入れるだけの対応能力、受入れ能力があると、キャパシティーはあるということのお答えなのかなと思っておりますが、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 最初9月だったと思うのですけれども、加藤病院の院長と経営母体である医療法人からそういうお話があったときにも一応のお話をしましたし、道立病院との打合せの中でも具体的に数字を言って、それに対して対応していただきたいというような話をしました。道立病院のほうも、実はその時点で毎日の患者数に対しては把握してはいました。もうその時点では、ちょっと我々民間病院のその利用者を言うことに関しては、やっぱり避けるべきだろうという判断で医療特別委員会で具体的なことは申し上げませんでしたけれども、もう閉院になるということであえて、そういう心配があるということも理解できますので、申し上げますけれども、その時点で1日平均30人ということでありました。現状は恐らくそれより減っている可能性もあるのかなということもありますけれども、そういうものを含めて道立病院のほうでは対応できるということでありましたので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 道立病院でありますといろんな科も、内科1つだけではありませんし、非常にそういうはっきりとしたお答えをいただいているということであれば安心できるわけですけれども、人によっては、私は今まで加藤病院しか行ったことがないのだと、道立病院は行ったことがないという人も、そういう声も聞くことはあるのです。本当にそうかなとは思っているのですけれども、そういった人についてもぜひ、羽幌町内の医療機関は道立病院1つとなるわけですから、町としてもしっかり道立病院を利用してくださいということを今度は声を大きくして言っていいのではないかと思います。今までは加藤病院もありましたから、どっちをこう、こっちはこうというふうには言いづらかったところはあると思いますけれども、やっぱり羽幌町にある広域のセンター病院、たった一つの病院ですから、羽幌町民がみんな守っていかうという、それこそ地域医療を守る条例ではないですけれども、いろいろそういう立場でどんどん必要なことも訴えていけるのかなと思います。

2つ目、次にお聞きしたかったのは町民への払拭、そういった不安払拭の対策としていろんな媒体を通じて情報提供をしていきたいということですが、媒体、一つは広報誌というのがすぐ浮かぶわけですが、ほかにどんな、何か考えるものがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） まず、前段として道立病院は道の事務のところですから、許可を得なければ町側としては流せないという側面があるということをご理解願いたいと思います。

これまでの中で各媒体で私が今思いつく部分としては、防災 i n f o の中で休診日等を具体的にその都度リアルタイムで流したことを今思い出しております。それ以外に何かあるかどうかはちょっと、打合せしていませんでしたけれども、課長のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（村田定人君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

今町長が言われた部分プラス、あと町のホームページですとか、そういう可能なものを使ってというような意味合いで各媒体という表現を使わせていただきましたので、必要に応じてそのような形で情報提供をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。私もあれこれ思っているわけではありませんけれども、媒体と言ってしまうと失礼かもしれませんが、地域医療を守る会の折り鶴なども当然この病院に関わる会ですので、そういった会合の席でいろんな情報交換を行うだとか、情報提供するだとか、折り鶴の機関紙もあったと思いますけれども、そういったところでのお願いということもあるのかなというふうに思ったりもしています。

先ほどの阿部議員の質問に対する答弁の中で、4月以降増員の見込みが出ているということで本当にほっとしている情報の一つだと思っています。何とかみんなが不安を抱かずに医療、病院にみんなかかれるようにいろいろ対策を取っていただきたいと思います。

焼尻診療所についてもちょっとお聞きしました。これも既に代診医ですか、代わりのお医者さんによる診療が行われているということでもありますけれども、これがまた月に2度では非常に心もとないなと思っています。当然医師の確保の要請なども再三にわたってされてきていると思うのですが、このお医者さんというのはどこから来ているのでしょうか。道立羽幌病院から月2回島へ出張しているのかどうか、そうだとしたら道立病院のほうにまた心配になってくるわけですが、どんなケースなのか、もし答えられたらお願いしたい。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 3月現在来ている方がどこから来ているかは、確認はしております。

せん。ただ、4月以降に関してなのですけれども、もともとこれが分かったのは去年のうちでありまして、先ほど阿部議員のところでも少し触れたのですけれども、道内に限らず道外も広げて募集をかけています。残念ながら、間に合わなかったのですけれども、道外については言える範囲、ちょっとはみ出すのかもしれませんが、いわゆる道外の医科大学との連携を目していきまして、その、4月以降に人事がある程度見えてきた段階で改めて交渉に入るといようなことを、独り言みたいな、正式な答弁ですから、きちんとした形で答えなければいけませんけれども、そういう情報はいただいております。

それと、道立病院に関しても以前から道立病院に人が足りない中で焼尻に派遣するということに対して、時期によっては非常に苦慮したときもありますけれども、先ほど阿部議員に増員の話をした、同じ佐々尾先生のカルテというような、ドクターカルテでしたっけ、という広報の中で焼尻の代診についても協力していきたいということになっております。以前と違って道立病院局というのは全く別なところに行きましたので、実は保健福祉部の下に昔は2つあったわけです、地域医療課とあれが。それで、連携に対して何とかしてほしいと言っていたのですけれども、建物は別になったのですけれども、やっぱり道庁内で同じ危機感を有して、連絡を取りながらやっていただいていることも確認しておりますので、現在道のほうから発表がない中でこれ以上具体的なことは申し上げませんが、私の印象としては一生懸命頑張って、道はいただいているということだけを伝えたいと思います。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） どうしても離島のほうへのお医者さん、手だてがなければ当然そういった道立病院からの派遣、あるいは隣の天売診療所のお医者さんが定期的に焼尻のほうも診るといことも、私が言っているかどうか分かりませんが、そんなことも可能であれば、もう本当はないのであればそれも最悪の、最後の手段といふのか、そういったことも考えられるのかなと思いますけれども、当面はやっぱり早急に常勤を配置してほしいという要望をつける、向こうに申し出ていくべきだろうと思っております。ぜひこれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

羽幌港の連絡バスについてもお聞きしました。本当に天売診療所、しばらく常勤医がいなくなるということであれば、焼尻の方々は恐らく病院にかかるとなれば羽幌のほうに出てくるのだらうと思ひます。そうした場合の足どうなのかなといふふうにかへたわけです。今は港からバスターミナル、本社ターミナルまでの輸送だけなのですが、診療時間とマッチしないといふような答弁もあつたのですが、毎日ではないですが、午後の診療もあると思ひます。総合診療医による診療もありますし、週1回かな、整形もあります。小児科、婦人科も週1回の午後の診療もあつたかと思ひます。そういった場合に合わせてもしも島のほうから出てこられる方がいたら、それは可能ではないですか。ルートの第2次のその路線のないところの対策として考えたといふことであれば無理なのかなとは思ひますが、その辺ははっきりした線引きといふものがあるのかどうかお願ひしたいと思

います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 改めて提案というより、かねてから、これを始めるときから担当課のほうではいろいろ話合いを持った上でのことであります。大変申し訳ない答弁になってしまうのですが、実はいろいろ検討している中でもう一点大きな問題がありまして、ご存じの2024年問題の、いわゆる運転手さんの不足ということで、明日別のほうで運転手さんの問題を兼ねた質問ありますけれども、バスのほうも非常に危機的な状況というふうに聞いております。さらに、台を増やしたり、便を増やしたり、内容を変えるということに対しては非常に厳しいという側面があるというふうにもお聞きしておりますので、総合的に何とか、臨時的でも一定期間ということはまだ別としてトータルで、新しく陸運局通ってきちっとやるというのは本当に難しいかなというのは相手との話した中のことであるということでもあります。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。実際どれだけ、延長したからといって需要があるのかどうか私ははっきり分からないで質問したことは、それは事実なのですけれども、ぜひとも離島の方の足も、では代わりになる何か支援はないのかなということも併せてまた検討をしていただければと思います。

大きな2番目のひきこもり支援の問題のほうに移ります。これも以前、21年ですか、私ケアラー支援の問題で取り組んだときにちらっとひきこもりの問題もお話出したのを覚えていたのですが、このひきこもりの問題も徐々に国のほうでも真剣にいろんな取組も始めてきているようでして、全国各地というか、あちこちで一般質問でも我が町どうするのだみたいな一般質問がされているということも私も知っていました。そうしたら、先日北海道新聞です。2月24日付の道新の一面でひきこもり最多、1,392人という、この見出しの記事が出たのを機に、ではもうこれを機に私も一回一般質問をはっきりとしてみようという思いで考えてきたものです。今回の道の調査で相談件数はゼロという回答ですけれども、相談件数のほかにもひきこもり者の把握数も求められていたかと思うのですが、その把握数もゼロということだったのかどうか、お願いします。

○議長（村田定人君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

2点目のところで触れているかと思えますけれども、現状までに15名ほどの方について把握をしてございまして、これにつきましては年齢幅広く10代から50代まで把握してございまして、それぞれサポートに入っているというような状況でございます。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。日々の業務の中で15人ほど把握しているということですね。把握しているのは15人だとはしても、これが本当の実数に近いものなのかどうかですね、問題は。まだまだ潜在的にもっといるのではないかと、いろんな統計

の出し方もあるのだと思うのですけれども、国のほうではこの何倍と言いましたっけ、10倍ですか、そのような考えもある中で担当課としては15人が大体実数、実際のところなのか、いやいや、もしかしたらもっといるだろうな、その辺の認識というのはどんなお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

金木議員のこの質問が私のほうに届いてから内部でもいろいろ話をしたりだとか、保健系のほうだけではなくて、例えば地域包括支援センターのほうでご老人の方々の部分ですとか、そういうところも総合的に聞きました。基本的には保健師のほうから聞いたのは、現状の活動の中でそのような部分を感じる方に関してはいないという状況でありましたので、プラスしまして先ほどの教育委員会の答弁のほうにもありましたけれども、うちの保健系のほうの臨床心理士のほうにも話聞きまして、対応している方は当然いるのですけれども、それ以外の情報はそこにはないというところでありましたので、総合的に現状は把握できているのかな。ただし、どのような状況であっても100%というわけにもいきませんので、そういうようなことを念頭に置きながら把握に努めるようにというところで内部ではまとめているところでございます。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。ほかの課、部署とも総合的に連携を取りながら見当を出しているということですので、それはそれで評価したいと思います。

今答弁の中でちらっと教育委員会との話も出てきましたけれども、先ほどの不登校の問題のときに長期不登校の数もるる教育長から数字が出されましたけれども、どのぐらいの期間を長期欠席と言っているのか分かりませんが、この児童・生徒の長期欠席の中には、先ほど答弁あったのかもしれませんが、いわゆるひきこもりというふうに思われるお子さんもおられたのかどうか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） お答えをいたします。

不登校の中にあまり、ひきこもりというのが何人いるかというのは、申し訳ありません。はっきりとした数字は分かりませんが、不登校の中の中身ですけれども、不登校の中にはお父さんの仕事が好きで、学校に行かないでお父さんの仕事を手伝うという子もいらっしゃいます。あと、それから生活が不規則になって昼と夜が逆転してしまって、そして学校に通うことができないだとか。でも、その代わり外に出ることはできるだとか、いろんな子供がいて、そういうふうな中でございますので、不登校が全てひきこもりというわけではないと思っております。

○議長（村田定人君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

先ほど申しました15名の中には、中学生まで支援していたケースですとか、幼少期か

ら支援していたですとか、そういうケースはございますけれども、現状はそういう児童・生徒においてはサポートに入っているケースはないというような状況でございます。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。当町では、かなりの担当部署の人たちが町内の状況を見て対応に当たっているのだということはよく分かったつもりでいます。このひきこもりの問題も決して特別な問題ではないだろうなと思います。何かのきっかけで誰でもなり得るものというようなふうにも言われています。個人に関わる情報ですから、ではどんな状況があるのだということを知るこういう場でもお聞きするわけにはいかないだろうと思いますけれども、やはりこの問題はひきこもりの当事者やその家族任せにするのではなくて、当町でも既に取り組んでいるのだろうと思いますけれども、保健師の皆さんや相談支援事業所の方々、そういった個別のサポートをもっと充実させていきたいということでありますので、その方向での活動を期待したいと思っています。

ただ、今までなかなか相談がないというのもまたどうなのかなと思うのです。羽幌町ではこういう相談、こういう沙龙的な居場所をつくってあります、ここに行くところという人が対応してくれます、こんなことを相談してくれますよと。その当事者や関係者、家族の方々が構えずに参加してもらえるような、そういったそういうPRといったものもうちよっとな必要ではないのかなと。町の広報誌の1行だけ、ひきこもりの方みたいに書かれていても、分かった、ではそこにとはなかなかいかないだろうと思うのです。

今回の道新にもちょっと出ていたのですが、十勝管内の幕別町のホームページを見ましたら、非常に何ページにもわたってそういうPRするチラシのようなものが掲載されていて、電話での相談のほかにも、今の時代ですよ。2次元コードを使ってラインでつながって、ラインでやり取りをすることもできますよみたいな、そういった対応もしているといった他の自治体の取組なんかも参考にしながら、いや、まだそこまで必要ないのかなという思いもあるのかもしれませんが、他の自治体のやり方なんかも参考にしながら、ぜひもう一步、相談の方に気兼ねなく来ていただけるような取組というのは、やはりうちよっとな考えていただきたいなと思うのですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 答弁のほうでも申し上げましたけれども、要するに今サポートに入っている方が非常に団体行動等が難しい。しかも、ここには書き切れませんが、一人一人がみんな理由なり、状況は違ってきていると。そういう中で、やっぱりいわゆる団体のところに集まってくださいというのは、ケース・バイ・ケース、それぞれいろいろあるかもしれないですけれども、非常に困難なのだということを担当課のほう、現に現場に携わっている人間の実感というか、現実に仕事としてやっていきながらあるというのも、まずご理解していただきたいと思います。

その上で今例もありましたように、いわゆる始めているところに対しては同じ状況だと思うのですが、その辺に対して新たな工夫等を加えている可能性もありますので、

こちらのほうで調査をした上で検討材料にしていきたいと思います。

○議長（村田定人君） これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） 私のほうから2点ほど一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目は産業就業者支援についてでございます。町内人口が減少する中で地域産業の農林水産業基盤を維持するには人手が重要な課題であることは承知のとおりであります。水産業に関しては、大日本水産会等で新規漁業者就業支援を積極的に進めるなど後方支援を行っており、これまで漁業者や漁協も取り組んできた実態があるが、ほかの自治体では漁業者と自治体が協力して就業者支援フェアに参加し、将来の就業者となる人材確保のマッチング事業の展開をしている。羽幌町では「人と、海と、島と。はぼろぐらし」という魅力のある移住定住ガイドブックを作成し、PRに活用していると聞かすが、これがうまく機能を果たし、就業を与える機会となり、マッチングできればそれが移住へと結びつく絶好のチャンスではないかと思えます。どこの地域でも人手不足の歯止めを考えており、離島漁業者のバックアップを推し進めている利尻島、礼文島では、就業者支援フェアの機会があるたびに漁協と一緒に参加して、ポスターやチラシ、自治体の支援内容などPRを行っているが、当町においても事業による宣伝効果を最大限に生かし、産業振興に積極的に関わることを検討していただき、以下のとおり質問をいたします。

1つ、移住定住ガイドブックについて、これまでどういう場所で活用してきたのか。また、その効果を結果として町長はどのように評価しているのか。

2、今後ガイドブックを活用し、町内企業などのイベント参加や人手不足の補充活動に町が率先して生かしていく姿勢が必要と考えるが、どうか。

3つ目、当町の産業就業者人口の補填、補充を考え、町としてさらなる発信力の強化を図り、町外の人により一層興味を持ってもらえるよう漁業者との支援、協力体制を検討はできないのか。

続いて、2つ目の質問でございます。津波発生時における避難方法について。元日発生した能登半島地震により多くの方々の命が失われ、また現在進行形で被害に遭われている。数多くの想定外の災害が発生している昨今、羽幌町においても防災の日には防災訓練やボランティア活動などを実施しており、さらには自主的に避難訓練を行っている町内会もあります。誰もが常に防災を意識することが重要であり、必要なことと考える。

昭和15年、積丹半島沖地震の津波により留萌管内沿岸でも10名もの命が奪われてお

り、海を生業にしている者として、この沿岸は津波は発生しないという考えは禁物であるという考えから、以下の質問をいたします。

1つ、大地震と大津波被害を教訓に具体的な避難場所や避難経路の確保、それを伝える効果的な方法、避難活動全般において有識者による細部にわたった再検討が必要と考えるが、町長の考えはどうか。

2、羽幌町では津波避難計画を図面で作成し、具体的な避難経路や避難場所等を示して周知することで町民に理解を促しているものと理解している。しかし、時間がたつと忘れてしまうのが人の常であり、定期的な訓練の実施と日頃の防災意識醸成こそが町民の命を守るのではないかと考えるが、町長はどう考えますか。

3つ、津波が発生した場合、その高さによっては海浜付近で作業する漁民や住民などには特に注意喚起を促すことが行政の務めであると考えます。具体的な避難の周知方法や広報対策など関係機関との連携が不可欠になると思うが、町長はどう考えるか。

以上でございます。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 佐藤議員のご質問1件目、産業就業者支援についてお答えいたします。

1点目の移住定住ガイドブックの活用場所と効果に係る評価についてであります。平成29年に第1版を5,000部作成し、留萌中北部5町村で開催した移住セミナーや神奈川県海老名市でのイベントなどで活用したほか、道の駅ほっとはぼろ及びフェリーターミナルに常設、令和元年に第2版を同じ部数作成しましたが、感染症によるイベント等の自粛により現在1,800部残っている状況であります。効果につきましては、令和元年から15件の移住相談を受けており、そのうち2名の方に移住していただいたことを確認しております。それらの方々がガイドブックを見て相談されたか確認しておりませんが、本町の移住定住に関する事業全体の中でガイドブックの効果はあったものと評価しているところであります。

2点目の今後のガイドブック活用に係る姿勢についてであります。町内企業や各産業団体によるイベント参加などにガイドブックを活用されることは効果的であると考えます。今後はそのような企業等による人手不足の補充活動などに係る情報をいただき、ガイドブックの活用を含め、有効な手段について協議検討しながら取り組んでまいりたいと考えるところであります。

3点目の発信力の強化と漁業者との支援協力体制についてであります。ご質問のとおり本町における産業就業者の人材確保を考え、ICT技術を活用した発信力の強化を図り、道内のみならず全国から一層興味を持たれるよう、漁業者をはじめ各関係機関等との支援協力体制について検討したいと考えるところであります。

次に、質問2件目の津波発生時における避難方法についてお答えいたします。1点目の避難活動全般における有識者による細部にわたった再検討についてであります。本町に

おける災害に関する基本的な計画は、災害対策基本法及び水防法の規定に基づく羽幌町防災会議が策定した羽幌町地域防災計画を基本としつつ、津波が発生した場合における町民の皆様の生命及び身体の安全を確保することを目的に羽幌町津波避難計画を平成25年2月に策定しているところであります。この羽幌町津波避難計画は、平成23年3月の東日本大震災の発生を受け、北海道において津波被害をもたらす想定地震の再検討と津波浸水予測図の点検、見直しを開始され、道内における市町村津波避難計画策定のモデル市町村として留萌管内において唯一のハザードマップを作成していた本町を含む6地域が選定され、関係機関との協議のほか、町民ワークショップにおける避難経路や避難場所等の検討を経て策定したものであり、その後においても想定津波や浸水範囲に変更が生じた場合に計画の改正を行い、関係する町内会へ内容を周知して回覧してもらうことで防災に対する意識を高めていただいているところであります。

議員ご指摘の点につきましては、現在北海道において津波避難計画策定指針の改正作業を行っている最中であり、津波による被害想定についても独自に分析を進め、策定すると報道もありますことから、本町においてもそれらの指針等を踏まえた中で必要な見直しや検討を行ってまいりたいと考えております。

2点目の定期的な訓練の実施と日頃の防災意識醸成についてであります。議員ご指摘のとおりこれまでの国内における災害の発生状況を踏まえ、日頃から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、まず自らの身の安全を守り、そして助け合うよう行動することが重要であると認識しています。町といたしましては、地震、津波災害を予防し、またその拡大を防止するため、平時における防災知識の普及啓発としまして広報による周知を継続しております。また、町民を対象としました防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延等により中止した年度を除き、定期的に毎年度実施しているほか、学校における防災教育への支援や啓発を通じ、防災意識の向上に努めているところであります。いつ、どこで発生するか分からない地震や津波に対し、自らの判断により直ちに避難することが何よりも重要でありますことから、今後におきましても内容の見直しを行いながら、広報を通じた防災知識の普及啓発とともに、防災訓練などの実施により対応行動の習熟に努めてまいりたいと考えております。

3点目の津波が発生した場合の具体的な避難の周知方法や広報対策などの関係機関との連携についてであります。本町における非常時の町民周知方法としましては、令和3年度から運用を開始しました防災情報伝達システム、防災 i n f o はぼろにより運用しているところであります。緊急地震速報や津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報につきましては、消防庁の全国瞬時警報システムでありますJアラートを自動起動することによりスマートフォンなどの携帯電話や戸別受信機、離島地区における屋外スピーカーへ配信するとともに、北留萌消防組合消防署とも連携し、消防スピーカーによるサイレンを鳴動し、町民の皆様にお知らせすることとしております。また、このほかにも北海道の防災情報システムとの連携や各携帯電話事業者による緊急速報メールでも配信されま

すことから、情報伝達の多重化を図ることにより町民等への気づきを促し、速やかな避難行動を取ることができるよう、今後も効果的な情報伝達や関係機関との連携に努めてまいります。

以上、佐藤議員の答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） 初めに質問いたしました産業就業者支援についてのところでの答弁の点で、移住定住ガイドブックの活用についてのところなのですが、私も何も分からない部分がありますが、29年度に作って5,000部を製作し、留萌中北部5町村で開催と、移住セミナーがありますとありましたが、これは毎年やっているセミナーなのか、どのようなセミナーなのか、お願いいたします。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

29年度から5か年にわたりまして、苫前以北の管内5町村で5町村連携モデル事業としまして5か年の計画で、その中でこの留萌中北部地域に移住定住を呼び込みましょうというような、そういった事業をやりまして、そのうち最初の3か年、29、30、それと令和元年度まで地域づくり総合交付金という交付金が当たりまして、その中で実施してきた事業でございます。現在についてはちょっと違う形でやっておりますので、そういった移住定住の事業というのは、今はやっていない状況であります。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） ただいま、今聞いた苫前から以北5町って、これは各町村がやっていることなのか、札幌とか、例えばそういう大都市に行って5町村のこういう移住定住のセミナーなり、そういう発信の場などを設けている形で考えているのか、やった経緯なのか、その辺はどうなのですか。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

当時開催したのは主に東京、大阪、この付近を中心に実施してまいりました。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） 東京やそういうところでやって、神奈川県海老名市でのイベントなどの、神奈川県などの、これも今と同じような形でやったのか、それとも羽幌町独自でそういう形のあれを取ったのか、またこの海老名市という場所を選んだ経緯なり、それを分かっている範囲で教えてください。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） 今ご質問いただきますと、最初の答弁が雑だったのかなということちょっと反省しております。

神奈川県海老名市でのイベントにつきましては羽幌町単独でございまして、神奈川県海

老名市とはエビつながりということで、議員ご存じのことかと思いますが、それで元気な地域づくり交流宣言という協定を交わしております。そのことで神奈川県海老名市で開催されるえびな市民まつりですとか、商工フェア、そういった事業を通じまして、そこで移住定住の促進の事業をうちの町としても行って実施してまいったという経緯がございます。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） 分かりました。移住定住と口では簡単に言っても、なかなかこれは難しい問題でございまして、それでも令和元年から15件の移住相談を受けたりだとか、そのうちの2名が移住をしていただいたということなのですが、その2名の方というのはまだ羽幌町にいるのですか。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えします。

その部分個人情報で我々も知るすべがないといいますが、そういったことで答弁ご容赦いただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） 分かりました。それでも15件で2名の方がおられるって、元年から今までで。なかなかこういう移住というのは、人生でも一つの大きな問題になると思うのですが、その中で例えば町でこういう形で移住をしていただいたことを確認しておりますが、このガイドブックを見て相談されたか確認しておりませんが、これでガイドブックの効果があったものと評価すると。これは何も聞いてもないのにこのような表現の仕方、果たしてこれが移住定住への、このガイドブックの効き目があったという形がいいのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 今回佐藤議員の質問があった中で、佐藤議員自ら非常にすばらしいものだ。そして、持って行って、これに対して、いいからさらに使えということでしたので、まず佐藤議員の得ている、漁師仲間だと私は何となく思い浮かぶ人いるのですけれども、そっちのほうの話を聞いてでも、やはりそういう形で動いてきたということが一つであります。町ですから、正確を期すためにそういう可能性は高いなという判断は担当課としていたと思うのですけれども、それをいわゆる想像だけでは書き切れなかったというふうに理解していただきまして、まるっきり何も効果がないということであれば、これから続けるということにもなりませんので、そういう意味合いを含めてこういうふう書き込んだということでご理解してもらえればなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） せめてこういう移住ケースがあった場合に、なぜこの2人が羽幌町を選んだのか。やっぱりその一番の何かがないと、この町には来ないと思うのです。それが分からないで移住定住を考えるには、自分たちが考えるのではなくて来る人の考え方

がなければ羽幌町だってやり方がないと思うのです。何をよくして定住者に、一番いいものを与えれば羽幌町のよさなりが分かって、ここに行けばこんなことがあるから自分で行ってみたい、何があるから、羽幌町ってすばらしいから行ってみたいって、そういうものをやっぱり町としても今後売りにするには、こういう形でやれば移住定住に対して来る人たちに夢与えられるとか、そういう考えは取れると思うのですけれども、今後もしそういうことがありましたら、移住定住する方についてはまたその辺からきちっと聞いて、そのガイドブックの、そこからまた見直しとか、いろいろ考えていただきたいと思います。

その中で自分たち漁業者でやっている就業者支援フェア、これ先月かそこら辺にあったのですけれども、これは羽幌町では出たことないですね。

○議長（村田定人君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

漁業関係の就業フェアということで先月の2月、あと昨年ですと5月ぐらいにも本町のほうから漁業部の方、先月は1漁業部ですか、去年は2漁業部参加したというふうには聞いておりますが、その部分に関しまして担当課であります農林水産課として特段一緒に行くとか、そういったことはこれまでは行っていない状況にあります。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） 私も今説明したとおり、この就業者支援フェアで例えばほかの町村なんかにおきましては、いわゆる移住定住するということは、やっぱりここに来て町に住むということになれば、また仕事があったり、住居があったり、何があったりって、必ずそれは絡んでくることだと思うのです。

ただ単に漁業で、実際うちの仲間が行って、これ毎年行って、今回もどうするかなって言っていたけれども、行ってこれって言って、実際そうやってやってくると、他町村ではすごく役場の人たちが来て、今や音と映像とDVDを流したり、もうそういう形で、ぜひうちのまちに来てくれないかという形で、利尻、礼文なんかは町を挙げてでも、もうそういうような体制でやっている。やっぱりそれだけ自分たちが危機感であり、人不足であり、みんなこのまちでもあることなのに、羽幌町はあまりにもこれでは真剣味がなさ過ぎるような気がする。今現状過疎、過疎となっていて、何から何まで駄目になっていく中で、口先だけで就業者支援だってやって、町の人間は一切動かないで、こんなことで本当に人来る支援制度になるのか。

実際うちらで、漁業者でいったら、これやると何か全国ネットらしいです、北海道でやると。そうしたら、二、三日してから大阪から電話が来て、働かせてくれませんかって俺の友達のところ。そうしたら、あなた何でここを選んだのって言ったら、北海道に行きたいのだから。今うちの母さん妊婦で2か月後に生まれるから、それ終わってからなら北海道に行きたいのですって。いや、俺北海道のこのフェアしか出ていないのだけれども、組合長、これ大阪とか、こういうところにもこれ、今のどういうあれでやっているのか分からないのだけれども、そうやって電話来たのだから。できればこれ町とも連携して、ま

だまだこういう形でやってくれば、農業支援だろうが、観光支援だろうが、店今なくなっていく中のこういう中での支援の人を呼び込む、たまたま焼尻でああいうようなめん羊でいるような人がいるように、天売、焼尻にも人を呼べる旅館業をやりませんか、あるいは店やりませんか。食堂やめたのだけれども、誰か食堂やる人来ませんか。いろんな形で支援の仕方ってできると思うのです。だから、そういうところをもう少し真剣味を入れてやっていかぬと、ただいい町にします、何にしますって、何変わっていますか。駄目になっていくばかりではないですか。そこをやっぱり羽幌町としてももう一つ踏み入って、例えば支援、学校ただにしますよと、幼稚園ただにします、ほかの町村でやっていますよね。まちに来たら学費ただにします、何ただにします、住宅与えます。やっぱりやっつかない、日本人のそういう働き手なんてもう来る何物もないのです。

漁業者だって、俺たち外国人しかも来なくて、今羽幌町に70人ぐらい呼んでやっているのですけれども、でも日本人ではなければやっぱり町はよくなっていかないです。そういう意味も含めまして、今後町長といたしましてもこの支援制度の本当の在り方のやり方なり、方向性なりをただの移住という形ではなく、就業も併せての羽幌町に来てもらう手段としてのPRの仕方、その辺についての考え方をちょっとお願いいたします。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） まず、基本的に私が考える移住定住の促進のための基本的なことから少し話させていただきたいと思います。

おっしゃるように、特に北海道に関しては本州の方にとって非常に魅力的な地域であり、観光なんかでも常にトップというような現状であります。ただ、実際にこちらに来て定住するということになると、年代層においては、まず仕事ということがあります。それと、その家庭環境においては子育ても含めた様々な福祉関係のもの、そういうものを総合的に見て、その上で判断すると。だから、本来的にはこれ羽幌町そのものがよそと比べられて抜けていくということは非常に難しいかもしれないですけれども、遜色のないようなところまで、これは羽幌町に住んでいる住民が自らそう思えるようなまちづくりを一遍にはできないけれども、1つずつそれに向かって進んでいくということが基本になれば、幾ら宣伝しても駄目かなと思っております。

議員おっしゃるように、私どももそういうフェアあることは知っていても、恐らくそういう要請がなかったの、報告だけということだったのかもしれないけれども、そういうものに対して積極的に行くということも当然必要なことと考えております。

また、全てに参加するというのもかなり難しいところがありますので、これはちょっと申し訳ありませんが、3点目の質問の答えに書いてしまっているのですが、ここでの表現をやると、産業就業者の人材確保を考え、ICT技術を活用した発信力の強化を図りと。これにはいろんな形があって、今既存のエックスだとか、インスタだとか、ティックトックだとか、そういうものに例えば直接、実際羽幌町ふるさと納税では、ふるさと納税の担当、これ地域振興課がアカウントを取って載せていますし、今後そっちのほうに対して商

工観光のほうでも、またそっちのほう関連をしながら実は、ちょっと細部にわたって話す時間はありませんけれども、発信のほうに使っていく、予算を使っていきたいということも具体的に考えています。

また、ちょっと広くなるのですけれども、前回委員会でも発表させていただいたとおり、今度は新しくデジタル課というをつくって、こういうことに対して具体的な施策をもって進めていくということを4月から進めてまいりたいと思っております。いずれにしても、北海道、この地域から本州に常に飛行機に乗っていく部分だけでは、やっぱりそれは対象も少ないですし、限られた人数になりますので、そういういわゆるICT技術を通じて進めていくということです。

もう一度一番最初に戻りますけれども、でも宣伝してもその中で選ばれるようなことというのは一つのことだけではありませんので、また漁業関係者、農業関係者も含めて仕事の部分でいろんなことを一步一步進めながら、そういうことに結びつけていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） 大体あれなのですけれども、分かりましたが、私も言えば切りがないのですが、こういう人材確保という部分に対してのことには1つの部署だけでなく、観光、あるいは福祉、ほかの部分と役場全体で今後こういう支援策に対しては考えていきたいって。町長言われたように科学が発達していろんな、確かにそういうのは分からないわけではないのですけれども、人間対人間が相対で話し合うというものが一番響くような気がして、たとえ面倒であっても、こっち側からわざわざでもやっぱり足を運ぶこと、それは俺一番大事だと思っているのです。確かに機械化でできることは何でもできるかもしれないけれども、僕はやっぱりそれよりも足を運んで自らいろんな羽幌のよさを宣伝したりなんたりするほうが、また部署、今言ったように1つではなく羽幌町の各部署全てのつながりを持った上での羽幌永住という形、そういうことを考えてこれからもやっていただきたいと思います。

この件につきましては以上をもって終わりますけれども、続きまして2つ目の質問の津波の問題なのですが、1点目から2点目、3点という形でやりましたが、実は昨日がちょうど3.11から13年目ということで、私もあそこには5回ほど支援活動をさせていただきまして、実際に見てきて、困っている人たちのあれを見て、国があれだけのことをやって13年たっても今も変わらない形でまだ困っている人がいる。それに追い打ちをかけて元日にああいうような。日本の国は、一体何をやっているのかと。実際問題こういう避難訓練は何だといったって、あれだけの津波が来れば訓練も何も無い。まず、自分の命を助けることがもう精いっぱい。今までのあれが何だ、海拔何メートルが何、こんな問題を言っていることではないのは本当分かるのです。だけれども、一応町としてもやらなければ、町民にやっぱり訓練なりなんたりは必要であって、実際問題今一番避難所を設けているというけれども、一体今自分の避難所がどこなのか、また自分この年で、うちの町内

なんかでも一人の母さんとかが避難所まで、では行けるのかいと。避難所は用意してあるけれども、誰がその人を助けるの、誰が責任を持っているのと。

そういう中でつい最近、自分たち羽幌町におきまして、きずなの会という形でつくってきた経緯がございまして、昨日代表の江幡さんという方から、もうやっていけないと、人材がないのだ、佐藤さんって。高齢化になってしまって若い人もいないし、自分たちがいろいろ集めたこと、経験したことを次の世代に伝えることももうできなくなったから解散しましょうと。もうそういう時代になってきてしまって、そういう中で、では町が何ぼ一生懸命頑張ったって、その下についてくる人たちがいないことには、人の命で要らない命なんてないわけであって、助けなければならぬ姿勢を誰が、では今度きちとした形、今婦人部だ、何も全部やめていく。もうそれで自分たちもやめて、そのときはみんな一生懸命地震に対してあれした、これしたってありますよね。だけれども、やっぱりそういうところのきちとしたこと、では避難所には今どれだけの人数が入れて、そこには備品とか、そういうものの備えというのは一体どれぐらいというか、ある程度備えているのかということを知る範囲で教えていただけますか。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時59分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

指定避難所につきましては、町内に8か所設置をしております。それぞれの収容人員とこののを定めておりますが、まず羽幌小学校におきましては約1,100人、中央公民館につきましては約440人、羽幌高校につきましては約1,200人で、羽幌中学校におきましては約1,300人で、総合体育館につきましては約840人、焼尻の研修センターにつきましては約125人、天売小中学校につきましては約500人ということで、それぞれの収容人員を設定しております。それぞれに対する備蓄品等につきましては、基本的にそれぞれの指定避難所のほうに備蓄をしているというような状況で、全てそれに対応できるかと言われるとそうもならないのですけれども、それぞれの指定避難所のほうに相当の備品は備蓄しているということでご理解いただければと思います。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） そういう中で先ほど言ったように、うちら浜の者にすれば一番近い小学校とか、もとは保育所とかあったのですけれども、小学校までというかなりの距離がありまして、うちの町内だけでも5人や6人、一人暮らしの人たちがいる中で、そういう人たちの避難なり、足はない、何もなし、そういう連携を取る体制のつくり方という

ものの町内会ごとの、それなりに避難訓練をやっている町内もあれば、一度もやらない町内会もある中での、町がやっぱり強制というのはおかしいですけども、ある程度避難訓練なりのそういう最低限助けるべき人の、先ほど町長の説明にもありました、まず自分の命、そして助け合うと。そういう観点からしても誰か、誰を助ける、近所の乗り合いで行けるようなシステムができるとか、最低限その助ける人が覚えていないと置き去りになる人間はかなり、歩くことしか、車で逃げれば一番いいのだけれども、トラックで後ろに乗せていけばそれでいい話なのだから、そういう考え方を常に持てるとか、やっぱりそういう細かいことで結構なので、ハザードマップをつくる、何はつくる、分かるのですけれども、自分ももううちのどこにハザードマップがあるのか分からないような状態で、いざというときに例えばの話、高齢者であれば玄関に例えば避難帽子みたいなのがあって、災害に遭ったときに自分の名前、年齢、住所が書かれて、自分が動けないとか、歩けない人間はSOSの何かを、チョッキを着るとか、それで道路を歩いている人いたら避難するときに拾って助けられるとか、ちょっと考えればいろいろな方法があると思うのです。確かにこれだけ大きな津波とか、あれ来た場合にもう何もかにもできないのが事実であって、最低限そういう人たちに安心、安全を考える上で少しそういう意味のこの考え方というか、避難訓練はやることは当然なのですけれども、そういう観点からもそういう考え方も考えていいのではないかなと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○議長（村田定人君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり災害発生時につきましては、自助、共助の観点から、自分で避難できる方は避難していただいて、自力での避難が難しい方につきましてはそういう町内会だとか消防団などの協力をもらいながら避難することが求められるところかなと思っております。

それで、今現在国のほうでもそういった要支援者、避難するときになかなか自分一人で避難することが難しい、そういう方の避難方法につきまして各自治体で個別計画をつくりなさいというふうに求められているところがございます。今そういう名簿の収集も行っているところなのですけれども、そういう部分につきまして関係課だとか、社会福祉協議会であるだとか、あと町内会等と話し合いをしていかなければならないのかなというふうに考えておりますので、すぐにとすることはなかなか難しいのですけれども、そういうことは考えているということをご理解いただければというふうに思います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 今総務課長のほうから具体的なことをこれからという部分と、今あるもののお話がありましたけれども、現実に佐藤議員おっしゃるように町内会単位といっても、例えば私の町内でいうと私が世帯主で最年少ということでもあります。大きな町内でそれなりに人いるところもありますけれども、そういうところは町なかを通じて非常に多いということでもあります。かつて、今具体的な名称は思い出せませんが、町の主

導で各町内会にそういうポジションをつくって啓蒙活動もやりましょうということで動いていたのですけれども、実際にだんだん参加者がいなくなって実質計画止まりに終わってしまったこともあります。したがって、まず理想的なものは別として、やっぱり自助の部分もかなりなければ全部を網羅することは難しいのではないかと。私の今の段階での思いであります。だから、中には取りあえず高いところに、佐藤さんの町内であればもともと保育園が避難所だったから、いきなり中央公民館に行くよりも、まずは保育園のところぐらいまで上がってもらおうと。そこに集まると、今度集まっていれば一人一人ではなくて周りの人たちがまたお互いに助け合って、それから中央公民館、小学校に行くとかということも一つあると思います。

先ほど言ったように、これからいろんな指針があるということでありまして、先ほど言った3. 11ですか。それでかつては、僕もすごくいまだに思い出すのが大川小学校のことって覚えていますか。生徒がみんな校庭に集まって、さあ、どうしようかと。あれ避難区域内ではなかったらしいのです。裏に山があって、そこに行けば全員助かったかもしれないと言われているのです。ただ、学校側が方向を決められなくて、相談している間に津波が寄ってきて、反対側のほうに学校の指示で行ったと。結局その学校側の言うことを聞かなかった子供が何人か山に逃げて行って、その子たちが助かった。だから、それは決して大川小学校の関係者が全部駄目だったということではなくて、やっぱりその時点ではそういうことを想定して動くだけの準備ができていなかったということが第一の要因かなと思っております。

したがって、やっぱり地震、津波に関しての情報も常に変わってきます。だから、今日を機会にということは申しませんけれども、先ほど道のほうの数字も関わっていくと。今いろんな提案がありましたから、非常に大事な問題であるという認識は共通として持っているということありますので、できることと理想的なことを分けながら、できることは100%ではないかもしれないけれども、だけれども、1つずつ変えていくという努力を今後することをこの場でお約束というか、町長としてお話ししますし、また議会のほうでもそれに関心のある議員は以前から非常に多いですので、担当課のほうでまた改めてそういう、今道がつくっているものが出た段階でまた議会とも相談しながら、いいアイデアをもらいながら、リニューアルではないけれども、常に変えていくようなことを検討してみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（村田定人君） 1番、佐藤満君。

○1番（佐藤 満君） 大変ありがたいお言葉をいただきましたので、この災害というものはいつ何どき来るか分からない、大変自然には人間って弱いもので、どうやっても勝てない。先ほど来学校についてもちょっと言っていました、気仙沼、あるいはあっち側のほうの高校生たちが今でもそういうのを風化させないというために一生懸命そういう活動をしているのであれば、今回石川県の内灘の人たちでも、高校生でも、誰でも、若い世代の人たちに授業の一環としてこの地震の問題を、今あっち側で活動している若い生徒さん

たちのそういう講演を聞かせるとか、実際遭った人の生の声とか、また自分が母親を失った、そういう悲しみとか、そういうものを実際高校生、小学生、あるいは中学生に授業の一環としてこれから少しずつでも増やして、町にもそれは同じことなのですから、そういう観点からつなげていって、地震、災害に対する考え方を少しでも風化させないで、自分たちで考えられるやっぱり避難なり、そういうことも今後町にお願いしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（村田定人君） これで1番、佐藤満君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時09分）